

矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務における
民間競争入札実施要項（案）

平成 23 年 12 月 日

法務省矯正局

目 次

1	民間競争入札の趣旨	1
2	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3	実施期間に関する事項	6
4	入札参加資格に関する事項	6
5	入札に参加する者の募集に関する事項	7
6	対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	8
7	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
8	公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	9
9	公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講じるべき措置に関する事項	10
10	公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項	14
11	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	15
12	その他	15

1 民間競争入札の趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、法務省（以下「当省」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（平成23年7月15日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務について、公共サービス改革基本方針に従い、ここに民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定める。

2 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務の概要

当省が所管する矯正施設（刑務所、少年刑務所、刑務支所、拘置所、拘置支所、少年院、少年院分院、少年鑑別所、少年鑑別支所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）は、法律に定める手続に従って収容された受刑者、刑事被告人等の被収容者に、それぞれ、刑罰、未決勾留、保護処分等を執行するための施設であり、全国293箇所（平成23年4月1日現在）に設置されている。

矯正情報ネットワークシステム（以下「本システム」という。）は、矯正施設内の人である受刑者に対して、同じく人である刑務官等が行っている処遇を側面から支援する役割を担っている。具体的には、①被収容者の個人情報及び処遇情報の統一的な管理並びに運用の適正化と業務の効率化の両面を図るとともに、被収容者の安定した生活を維持するため、主として被収容者から発せられる様々な要求、希望、願箋による願出等の適切かつ速やかな処理を図る業務システムを整備し、また、②各矯正施設内のLANのほか、矯正局、矯正研修所、矯正研修所支所及び矯正管区内のそれぞれのLANを、川越少年刑務所及び大阪刑務所内に設置したバックアップセンターを中心として、インターネットに接続していない閉鎖型のネットワーク回線（法務省情報ネットワーク（法務省NW）：本システムの運用管理業務の対象外）を経由して結んだ広域ネットワーク（WAN）を構築し、業務システムによる被収容者の情報の共有、グループウェアによる業務情報の共有等を実現している。

本システムの運用管理業務は、外部委託事業者の専属の技術者をそれぞれのバックアップセンターに常駐させ、矯正施設等における本システムのデータを災害時に備えてバックアップするほか、本システム全体の監視、保守、ヘルプデスク

等を行うことにより、本システムの安定稼動を図り、ひいては矯正施設の管理運営・各種業務の維持・向上を実現している。

なお、本システムの運用管理業務の対象システムの一部である被収容者データ管理システム、領置物品管理システム及び購入物品管理システム等の業務システムについては、「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理業務・システム最適化計画」（２００６年（平成１８年）３月３１日法務省情報化統括責任者（ＣＩＯ）決定）に基づいて、再構築中である。

また、グループウェアについては、各拠点に分散配置したサーバにより運用を行っていたが、平成２３年度に新たにバックアップセンターに設置したサーバにより集約化を図っている。

（２）対象公共サービスの内容

民間事業者に委託する運用管理業務の内容は、次のとおりであり、その詳細は、別冊「矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務委託仕様書」を基本とする。

ア 対象となる施設内ＬＡＮの概要

施設内ＬＡＮにおいては、サーバ／クライアント方式を採用しており、サーバのＯＳは、メインサーバとして Windows Server 2003、サブサーバとして Windows 2000 Server を使用し、全国３０５の拠点に設置している。

また、クライアントのＯＳは、Windows2000、WindowsXP及びWindows7の混在環境となっており、ネットワークに接続しているクライアント数は約16,000台となっている。

イ 対象業務システム

民間事業者が運用管理業務を行う対象システムのうち、業務システムは、「表１ 業務システム一覧」記載のとおりである。

なお、新規システム（業務システム一覧の項番１から項番６まで以外で新規に導入する業務システム）を導入する場合についても運用管理業務の対象とするが、新規システムの導入等により従来の作業工数が著しく変動する場合は、当省は、民間事業者と協議を行うものとする。

表１ 業務システム一覧

項番	システム名称	システム概要
１	給食管理システム	矯正施設の被収容者 ^{（注１）} の食料に関する事務処理（献立作成，食材の在庫管理，食材発注，栄養管理等）を行うシステム
２	被収容者データ管理システム	矯正施設の被収容者の個人情報を取り扱う基幹システム

3	領置金・作業報奨（職業補導賞与）金管理システム	領置 ^{（注2）} 金・作業報奨（職業補導賞与）金の事務処理（受入れ・払出し，入出所処理，残高照会，各種帳票作成等）を行うシステム
4	集団心理検査管理システム	心理検査に関する事務処理（得点の集計・分析，得点分布・解釈結果の出力等）を行うシステム
5	購入物品管理システム	被収容者が購入を希望する物品に関する事務処理（集計，発注，各種帳票作成等）を行うシステム
6	領置物品管理システム	領置物品に関する事務処理（領置，仮出し，消耗，宅下げ ^{（注3）} ，廃棄 ^{（注4）} ，仮留品 ^{（注5）} ，交付 ^{（注6）} 等）を行うシステム

注1 矯正施設に収容されている者

注2 被収容者の所持金品を国が保管する行為

注3 被収容者の願い出により，家族等の外部の者に領置した物品を送付等することによって，引き取らせること。

注4 被収容者の願い出により，矯正施設内で不必要になった物品を廃棄すること。

注5 以下の場合において，領置するか否かについて未定とすること。

- ・ 保存する価値がない場合
- ・ 保存することが不適当な場合
- ・ 郵送してきた物品で差出人が不明な場合
- ・ 受取人である被収容者が受取を拒否した場合

注6 領置中の物品を矯正施設内で使用させるため，被収容者に所持させること。

ウ 業務内容

民間事業者が行う運用管理業務の内容は，次のとおりである。

なお，本業務を適切かつ確実に遂行するに当たって，各種報告書の作成を行うものとする。

（ア）業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務

業務システム用データベース及び関連機器等について，機器等の稼動確認，システム等の監視・管理・確認，システム終了・起動処理，運用支援等を行う。

（イ）グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務

グループウェア，ドメインコントローラ及び関連機器等について，機器の稼動確認，システム等の管理，システムの終了・起動処理等を行う。

（ウ）参照サーバの運用及び保守・管理業務

参照サーバ及び関連機器等について，機器の稼動確認，システム等の管理・運用支援等を行う。

(エ) システムの監視及び保守・管理業務

システムの監視，監視ログ処理及び設定を行う。

(オ) セキュリティ管理に係る業務

コンピュータウイルス対策ソフトの管理，障害及びコンピュータウイルス対応を行う。

また，情報漏えい対策として導入している各種ソフトウェアの障害対応，ファイアウォールの運用及び保守・ログ管理を行う。

(カ) ユーザ情報の管理業務

ユーザアカウントの登録，変更，抹消及びパスワードの初期化・ロック等の作業を行う。

(キ) システムに係る技術支援及び管理業務

各矯正施設等の職員からの情報システムの操作全般に対する問合せに回答し，業務の支援を行う。

(ク) システムの改善提案業務

システムに関し，システム改善提案を行う。

(ケ) システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務及び管理業務

セキュリティ向上に関する改善提案及びセキュリティ関係システムの正常稼動確認並びにシステム運用に係るデータの取得，集計及び運用に係る業務を行う。

(コ) ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析

ライセンス管理システムの正常稼動確認並びに当該システム運用に係るデータの取得，集計及び運用に係る支援業務を行う。

(サ) その他の業務

媒体，消耗品及びソフトウェアの管理並びに S E 業務手順改善業務を行う。

エ 作業場所

民間事業者が，運用管理業務を実施する作業場所は，「表 2 バックアップセンター一覧」のとおりである。

なお，当該業務の事務に必要な諸経費及び交通費は，民間事業者の負担とする。

表 2 バックアップセンター一覧

項番	名称	所在地
1	東日本バックアップセンター (川越少年刑務所内)	埼玉県川越市大字南大塚 1 5 0 8
2	西日本バックアップセンター (大阪刑務所内)	大阪府堺市堺区田出井町 6 - 1

(3) 確保されるべき対象公共サービスの質

運用管理業務は、矯正施設における被収容者の管理等の業務を確実に実施するため、本システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から、2(2)ウに示した業務内容を実施するに当たり、民間事業者が確保すべき対象公共サービスの質は、次のとおりとする。

ア バックアップセンター利用満足度調査の結果

バックアップセンターの利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年1回）し、その結果の基準スコア（75点）を維持又は向上すること。

- ・ 問合せから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の応対（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答させ、各利用者の4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

なお、基準スコアは、平成23年度にバックアップセンターを利用した者を対象として実施した利用満足度調査の結果を参考とした。当該調査の内容は別添資料1「従来の実施状況に関する情報の開示」4のとおりである。

イ 本システムの可用性

民間事業者が当省から委託を受けて、本システムの運用管理業務を実施しなければならない時間に対して、全てのシステムが正常に稼動している時間の比率（以下「正常稼動率」という。）は、四半期ごとに98.0%以上であること。

なお、本システムの運用管理業務を実施しなければならない時間は、仕様書4(3)に記載のとおりとする。

ウ 本システムの重大障害の件数

本システムが、長期にわたり正常に稼動できない事態・状況、当該システムが保有するデータの喪失及び被収容者等の個人情報・矯正施設等に関する情報の漏えい等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

エ 業務の内容

「２（２）対象公共サービス内容」に示す運用管理業務を適切に実施すること。

（４）委託費の支払

ア 契約の形態は、業務委託契約とする。

イ 当省は、業務委託契約に基づき民間事業者が実施する運用管理業務について、仕様書６（６）に定めるとおり、適時に、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、四半期ごとに適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に契約金額の１／４に相当する額を民間事業者を支払うこととする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、当省は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、民間事業者に対して運用管理業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。民間事業者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を当省に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、当省は、委託費の支払を行わないことができる。

なお、委託費は、平成２４年４月１日以降の本件業務開始移行のサービス提供に対して支払われるものであり、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して、民間事業者が発生した費用は、民間事業者の負担とする。

（５）ディスインセンティブ

正常稼働率が四半期ごとに９８．０％未満であったときは、当省は委託費に１％を乗じて得た額（１円未満切捨）を四半期ごとに民間事業者を支払う委託費から減額して支払うものとする。ただし、民間事業者の責めに帰すべき理由により正常稼働率が四半期ごとに９８．０％未満であった場合に限る。

なお、サービス提供時間及び正常稼働時間の実績値は、仕様書に基づき民間事業者が作成し当省に提出した各種報告書の記載内容を踏まえて当省が判断するものとする。

３ 実施期間に関する事項

業務委託契約の契約期間は、平成２４年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。

４ 入札参加資格に関する事項

（１）法第１５条において準用する法第１０条各号（第１１号を除く。）に該当する者でないこと。

（２）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格(全省統一資格)「物品の製造」, 「物品の販売」又は「役務の提供等」において、A又はBの等級に格付けされた者であること。
- (5) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

なお、同資格の具体的事項については、仕様書記載のとおりであり、その具体的事項を証明した5(2)イの提出書類について、当省の審査に合格した者は、同資格を有する者であると認める。

- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度に基づくI SMS認証、プライバシーマークの認定を取得している者であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年)3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)第3章II4(1)①～③に記載の入札制限に該当する事業者でないこと。
- (9) 単独で当該業務を担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同で行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の構成員として参加するものとする。
また、共同事業体の構成員は、(1)～(8)の資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続(スケジュール)

ア 入札公告	: 平成23年12月下旬頃
イ 現場説明(個別対応予定)・資料閲覧	: 平成24年 1月上旬頃
ウ 質問受付期限	: 平成24年 1月中旬頃
エ 競争参加資格確認書類提出期限	: 平成24年 2月上旬頃
オ 履行証明書提出期限	: 平成24年 2月上旬頃
カ 履行証明書の審査	: 平成24年 2月中旬頃
キ 入札書の提出期限	: 平成24年 2月下旬頃
ク 開札及び落札者の決定	: 平成24年 2月下旬頃
ケ 既存事業者からの引継ぎ等	: 平成24年 3月
コ 契約の締結	: 平成24年 4月上旬頃

※ ウについて、質問は書面で受け付けることとし、回答は、軽微なもの及び当省の運用に支障があるものを除き公表する。

なお、従来（前回及び前々回）の運用管理業務の調達仕様書、提出書類、各システムの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを経て閲覧可能である。

（２）入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札書

入札金額（契約期間内の全ての運用管理業務に対する報酬の総額の１０５分の１００に相当する金額）を記載した書類

イ 履行証明書

履行証明書は、仕様書添付の履行証明書作成要領（入札説明会時に配布）に従い作成した、別添資料２の「矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務仕様書履行証明書項目一覧」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

ウ 仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」

作業項目ごとに「工数」、「単価」、「合価」を定価ベースにより記載したもの

エ 「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

オ 法第１５条において準用する法第１０条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

キ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成１８年７月５日政令第２２８号）第３条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

ク 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

６ 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当省ＣＩＯ補佐官に意見を聴くものとする。

(1) 履行証明書

履行証明書の要求項目を全て満たしている場合に合格とし、その一つでも欠ける場合は失格する。

(2) 落札者の決定

ア (1) の要求項目を全て満たし、当省の予定価格の制限の範囲内で、かつ、入札価格が最も安い者を落札者とする。

イ (1) の要求項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も安い者を落札者とすることができる。

エ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名及び名称、落札金額及び落札者の決定理由、履行証明書の概要について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

当省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等管理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

従来 of 運用管理業務の詳細な実施状況は、別添資料 1 の「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりである。

8 公共サービス実施民間事業者可以使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

(1) 国有財産の使用

民間事業者は、運用管理業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる

施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用するができる。

ア バックアップセンター及び業務に必要な電気・通信設備

イ その他、当省と協議し、承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 民間事業者は、運用管理業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 民間事業者は、あらかじめ当省と協議した上で、当省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 民間事業者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、民間事業者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講じるべき措置に関する事項

(1) 民間事業者が当省に報告すべき事項、当省の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 民間事業者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当省に提出しなければならない。

(イ) 民間事業者は、運用管理業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに、当省に報告するものとし、当省と民間事業者が協議するものとする。

(ウ) 民間事業者は、契約期間中において、(イ) 以外であっても、必要に応じて当省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 当省は、運用管理業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し必要な報告を求め、又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26

条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当省は、運用管理業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 民間事業者は、運用管理業務の実施に際して知り得た当省の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は運用管理業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ 民間事業者は、運用管理業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、民間事業者からの文書による申出を当省が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 民間事業者は、当省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

また、当該個人情報については、運用管理業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 民間事業者は、当省の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③委託終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥民間事業者の事業責任者及び運用管理業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、仕様書別紙4「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当省は、民間事業者に対し、運用管理業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置

ア 運用管理業務の開始

民間事業者は、運用管理業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

民間事業者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当省の事前の承認を得たときは、この限りで

はない。

ウ 瑕疵担保責任

(ア) 当省は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後 1 年間は、民間事業者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て民間事業者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が民間事業者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当省は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(ア) 民間事業者は、運用管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、運用管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ履行証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、(イ) 又は (ウ) により再委託を行う場合には、民間事業者が当省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ) から (エ) までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、民間事業者の責に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

オ 契約内容の変更

当省及び民間事業者は、運用管理業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより当該業務を実施することが不適当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

カ 契約の解除

当省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し委託費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場

合、民間事業者は当省に対して、委託費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、民間事業者は、当省との協議に基づき、運用管理業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

キ 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、当省が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

ク 損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責、危険負担

当省及び民間事業者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、民間事業者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、運用管理業務の実施において、金品等を受け取る事、又は、与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び運用管理業務に従事する者は、当該業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。

また、当該業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

民間事業者は、運用管理業務に関して作成した記録及び帳簿類を、当該業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ス 運用管理業務の引継ぎ

(ア) 現行運用管理業務受託者及び再構築開発業者からの引継ぎ

民間事業者は、運用管理業務が適正かつ円滑にできるよう現行の運用管理業務受託者及び再構築に係る開発業者から当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、当省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の運用管理業務委託者、再構築に係る開発業者及び民間事業者に対して必要な協力を行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる民間事業者に発生した経費は、民間事業者の負担となる。

(イ) 委託期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

運用管理業務の委託期間満了の際、業者変更が生じた場合は、民間事業者は、次回の運用管理業務受託者に対し、当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる民間事業者に発生した経費は、民間事業者の負担となる。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当省と民間事業者との間で協議して解決する。

10 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

運用管理業務を実施するに当たり、民間事業者、その職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は、民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責に帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は、当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち、賠償の責に任ずべき金額を越える部分について求償することができる。

11 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本件業務の実施状況に関する調査の時期

当省は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成25年5月を予定）を踏まえ、

本件業務の実施状況については、平成25年3月末日時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 利用満足度調査の結果

平成24年度にバックアップセンターを利用した者に対する年1回のアンケート（利用満足度調査）の実施結果により調査

イ セキュリティの重大障害の件数

業務報告書等により調査

ウ 矯正情報ネットワークシステムの重大障害の件数

業務報告書等により調査

エ 業務の内容

業務報告書及び各種提出書類（改善提案の状況等を含む。）により調査

(3) 意見聴取等

当省は、必要に応じ、民間事業者から意見の聴取等を行うことができるものとする。

また、当省は、平成25年4月を目途として本件業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12 その他

(1) 事業者実施状況等の監理委員会への報告及び公表

当省は、民間事業者の運用管理業務の実施状況について、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

(2) 民間事業者の責務

ア 運用管理業務に従事する民間事業者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第56条により。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73条）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当省に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(3) 著作権

ア 民間事業者は、運用管理業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当省に無償で譲渡するものとする。

イ 民間事業者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当省が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に民間事業者が既に著作権を保有しているもの（以下「民間事業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該民間事業者著作物の著作権についてのみ、民間事業者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、民間事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

（４）法務省の監督体制

ア 運用管理業務全体に係る監督は、当省の矯正局が行い、当省矯正局総務課長を責任者とする。

イ 実施要項に基づく民間競争入札手続に係る監督は、当省の大臣官房会計課が行い、大臣官房会計課長を責任者とする。

（５）情報システム運用管理業務委託仕様書

運用管理業務を実施する際に必要な仕様は、別冊「矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務委託仕様書」に示すとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:円)		
			21年度	22年度	23年度
	人件費	常勤職員	—	—	—
		非常勤職員	—	—	—
	物件費		—	—	—
	委託費等	委託費定額分	35,280,000	36,540,000	37,094,400
		成果報酬等	—	—	—
		旅費その他	—	—	—
	計(a)		35,280,000	36,540,000	37,094,400
参 考 値 (b)	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
	間接部門費		—	—	—
(a)+(b)			35,280,000	36,540,000	37,094,400
(注記事項)					
当省では、入札対象である事務・事業の全部を外部委託により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額(単年度契約の契約金額)である。					
なお、支払額は、一般競争入札の落札額である。					

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
		21年度	22年度	23年度
常勤職員		—	—	—
非常勤職員		—	—	—
※ 入札対象である事務・事業の全部を外部委託により実施しているため、記述事項なし。				
(業務従事者に求められる知識・経験等) 情報システムの運用管理業務及びヘルプサポート業務の実務経験がある者				
(業務の繁閑の状況とその対応) 年間を通じて、ほぼ一定の業務量があり、特に年度末及び年度初めについては、大規模な人事異動に伴うグループウェアのユーザ異動の処理に関する業務及びヘルプサポートが発生する。 また、平成23年度内に、基幹の個別業務システムの大規模改修及び運用開始、グループウェアの更新及び運用開始を予定していることから、引き続き、ヘルプサポートが増加する可能性がある。 なお、過去3か年度におけるバックアップセンターの作業時間及び問合せ対応件数は、別紙1「バックアップセンターの委託事項別作業人日実績一覧表」及び別紙2「バックアップセンターの問合せ対応件数一覧表」のとおりとなっている。				
(注記事項) 当省では、矯正局職員による管理の下、入札対象である事務・事業の全部を外部委託(東西バックアップセンターに各2名ずつ常駐させ、計4名の体制)により実施している。 なお、本業務の管理・監督は、矯正局の総務課調査係(矯正調査官以下6名)において実施している。				

3 従来の実施に要した施設及び設備

(施設及び設備)

施設として、川越少年刑務所内の東日本バックアップセンター(サーバ室とともに、約83㎡)及び大阪刑務所内の西日本バックアップセンター(サーバ室とともに、約49㎡)

設備として、委託業務に必要な電気・通信設備

その他として、委託業務に必要な機器(執務用什器類、パソコン各7台、プリンタ各2台、電話4台(外線電話1台(東日本)並びに1台(西日本)及び内線電話各1台)、その他の機材)、備品及び消耗品

(注記事項)

1 上記施設、設備等は、委託業務を行う範囲において無償貸与。(光熱費及び通信料を含む。)

2 その他考慮すべき点

(1) 作業場所

委託業務を行うバックアップセンターは、川越少年刑務所の調査センター4階及び大阪刑務所の庁舎2階に設置していることから、入退室に際しての扉の開閉及び鍵の管理は、当該刑務所にて管理することとなる。

なお、西日本バックアップセンターについては、事務室は庁舎2階に設置しているが、平成23年度にサーバの増強に伴って、サーバ室を庁舎1階に移設を行っている。

(2) 矯正施設の改編

・平成19年度 喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、美祢社会復帰促進センターの新設

釧路刑務所、横須賀刑務所の支所への再編

滝川拘置支所、能代拘置支所、竹原拘置支所の廃庁

・平成20年度 島根あさひ社会復帰促進センターの新設

水戸刑務所(旧水戸少年刑務所)の名称変更

宇治少年院の廃庁

・平成21年度 立川拘置所の新設

八王子拘置支所の廃庁(平成21年9月1日)

4 従来の実施における目的の達成の程度

当省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理については、矯正局、矯正管区、矯正研修所、矯正研修支所、刑務所、少年刑務所、刑務支所、拘置所、拘置支所、少年院、少年院分院、少年鑑別所、少年鑑別所支所及び婦人補導院(以下「矯正施設等」という。)の業務を確実に実施するため、情報システムの利用者への継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うことを目的としている。

(1) バックアップセンターの利用満足度調査(別紙3「バックアップセンター利用満足度調査票」)のとおり(平成21年度及び平成22年度は未実施。平成23年8月15日から9月15日までにバックアップセンターを利用した者(418名)を対象として、アンケート形式で調査を実施。当該調査は、利用者一人に対し、4つの質問を、それぞれ「満足」(配点25点)、「ほぼ満足」(同20点)、「普通」(同15点)、「やや不満」(同10点)、「不満」(同0点)で回答(362名:回収率86.6%)してもらった結果、各利用者の4つの回答の集計スコア(100点満点)の平均は89.3点だった。)

(2) 業務システムの障害復旧時間

(平成21年度から平成23年度までの間、仕様書に定められている要求事項を確実に実施しているが、障害復旧時間は記録していない。)

(3) ネットワーク障害復旧時間

(平成21年度から平成23年度までの間、仕様書に定められている要求事項を確実に実施しているが、障害復旧時間は記録していない。)

(4) セキュリティの重大障害の件数

(平成21年度から平成23年度までの間、事例は発生していない。)

(5) 業務システムの重大障害の件数

(平成21年度から平成23年度までの間、事例は発生していない。)

(6) 業務の内容

(平成21年度から平成23年度までの間、仕様書に示す運用管理業務を適切に実施している。)

5 従来の実施方法等

1 従来の実施方法

別紙4(「業務フロー及び業務区分」のとおり)

2 組織図

別紙5(法務省矯正局組織図(平成23年4月現在))のとおり

3 情報セキュリティ対策基準(抜粋)

当省では、情報処理業務の一部又は全部を外部委託する場合、法務省の情報セキュリティの確保のために採るべき対策の基準として策定している法務省情報セキュリティ対策基準において、主に次のことを実施することとなっている。

(契約における手続)

第88条 情報システムセキュリティ責任者又は課室等情報セキュリティ責任者は、外部委託の契約を行う際、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる事項の遵守義務及び情報の秘密保持義務(情報の目的外利用の禁止を含む。)を含む契約を委託先と締結すること。

(2) 次に掲げる事項のうち、必要と認めるものを前号の規定する契約内容に含めること。

ア 情報セキュリティ監査の実施及び実施結果に適切に対応すること。

イ サービスレベルの内容(SLA)及び当該内容を遵守すること。

(3) 委託先が実施する情報処理業務における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制並びに次に掲げる事項のうち必要と認めるものについて契約し、又は双方の役割及び責任の明確化並びに合意の形成を行い、合意した内容を記載した書面(以下、「確認書」という。)を委託先から提出させること。

ア 当該情報処理業務に携わる者の特定

イ 委託先が実施する情報セキュリティ対策の具体的内容

(4) 委託先と締結している契約を継続するときは、第85条第1項の実施要領に従って、委託先との契約の継続の是非を審査すること。

(5) 委託先と締結している契約に基づいて委託先が提供するサービス(情報セキュリティ基本方針、実施手順、管理策等の維持及び改善を含む。)を変更するときは、第85条第1項の実施要領に従って、その可否を審査すること。

(6) 委託先が受託した情報処理業務の全部又は一部を第三者に実施させること(以下「再委託」という。)を原則禁止すること。ただし、委託先から再委託を実施する旨の申請があった場合において、本省情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者の許可を受けたときはこの限りでない。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

バックアップセンターでは、情報システムの利用者への継続的・安定的なサービスの提供を円滑に行うため、日々、情報システムの運用管理業務を実施しているが、特にヘルプサポート業務については、利用者の要望に対して、適切な対応を求めている。

別紙 1

バックアップセンターの委託事項別作業人日実績一覧表

(単位：人日)

年度	委託事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20年度	ハードウェア管理	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	ソフトウェア管理	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	ネットワーク管理	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	セキュリティ管理	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	データ管理	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	障害対応	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	ヘルプサポート	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	ユーザ情報管理	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	その他	84	80	84	88	84	80	88	72	76	76	76	84	972
	計	756	720	756	792	756	720	792	648	684	684	684	756	8,748
21年度	ハードウェア管理	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	ソフトウェア管理	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	ネットワーク管理	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	セキュリティ管理	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	データ管理	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	障害対応	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	ヘルプサポート	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	ユーザ情報管理	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	その他	84	72	88	88	84	76	84	76	76	76	76	88	968
	計	756	648	792	792	756	684	756	684	684	684	684	792	8,712
22年度	ハードウェア管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	ソフトウェア管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	ネットワーク管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	セキュリティ管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	データ管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	障害対応	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	ヘルプサポート	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	ユーザ情報管理	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	その他	84	72	88	84	88	80	80	80	76	76	76	88	972
	計	756	648	792	756	792	720	720	720	684	684	684	792	8,748

※バックアップセンターの委託業務は、4人の要員が常駐し、委託事項別に業務を分けて実施していないことから、本資料は、勤務月ごとの人日を記載している。

別紙 2

バックアップセンターの問合せ対応件数一覧表

(単位：件数)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
2 0 年度	533	462	479	394	380	332	374	273	263	308	256	334	4, 388
2 1 年度	523	399	359	378	346	307	311	363	370	355	424	431	4, 566
2 2 年度	551	405	369	321	353	387	320	327	409	380	324	448	4, 594

※過去の主な問合せ及び回答については、民間事業者に提供する。

バックアップセンター利用満足度調査票

このアンケートは、コーネットの運用管理業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、本年23年8月15日（月）から9月15日（木）までの間、バックアップセンターの障害対応を利用した職員を対象に、満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1 お問合せから回答までに要した時間について満足されましたか。

- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて満足されましたか。

- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足されましたか。

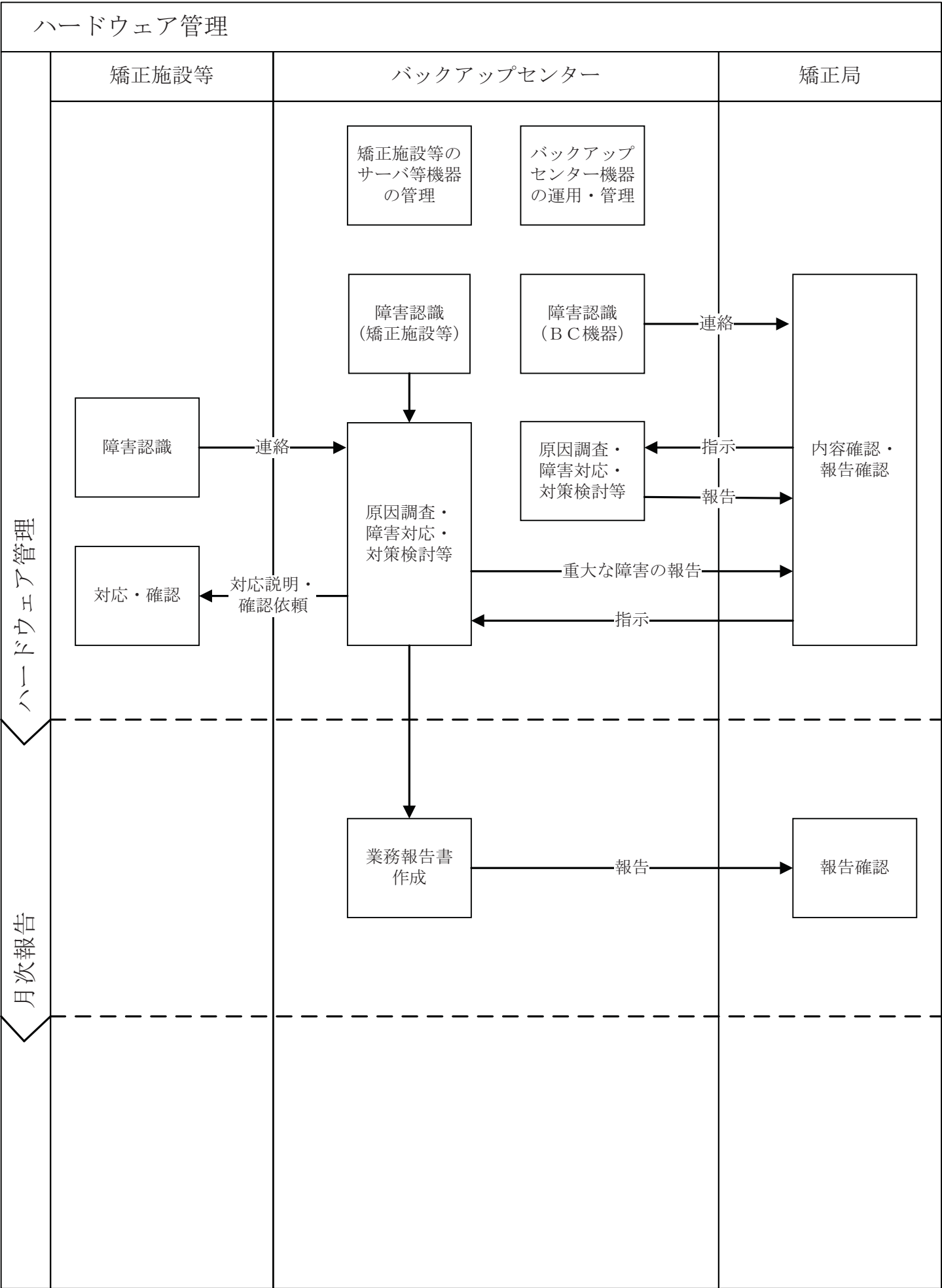
- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

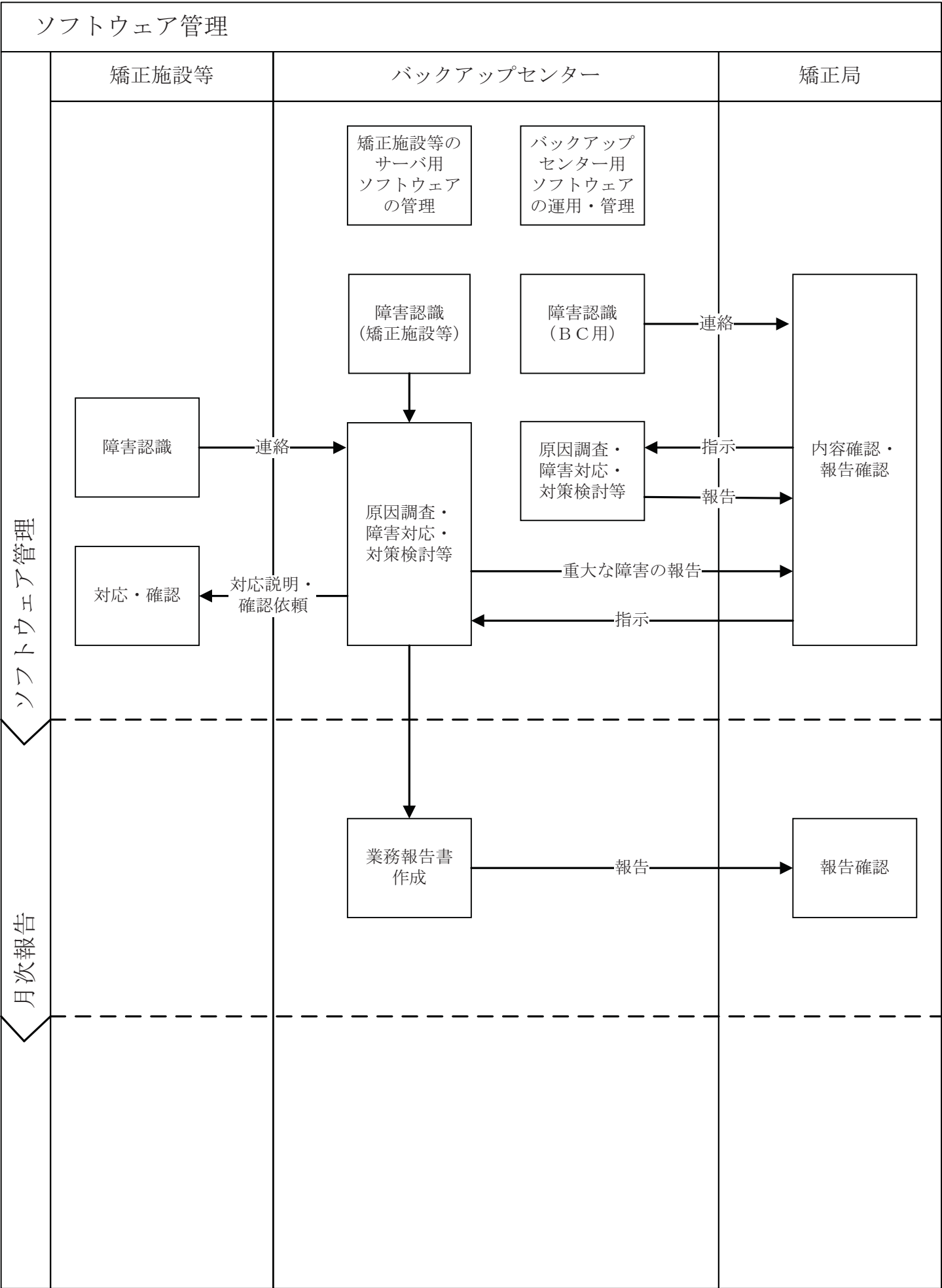
4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。

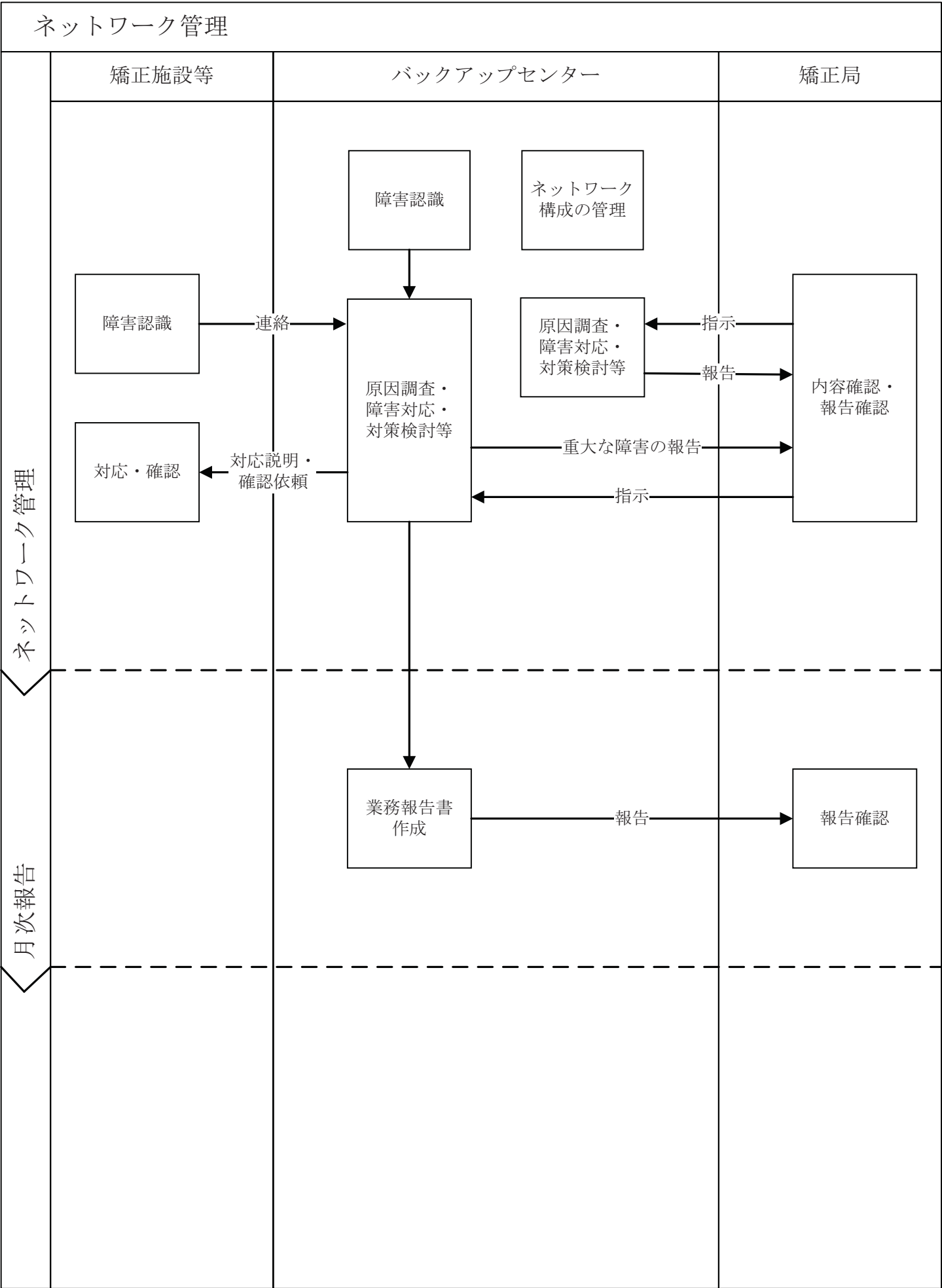
- ☐ 満足
- ☐ ほぼ満足
- ☐ 普通
- ☐ やや不満
- ☐ 不満

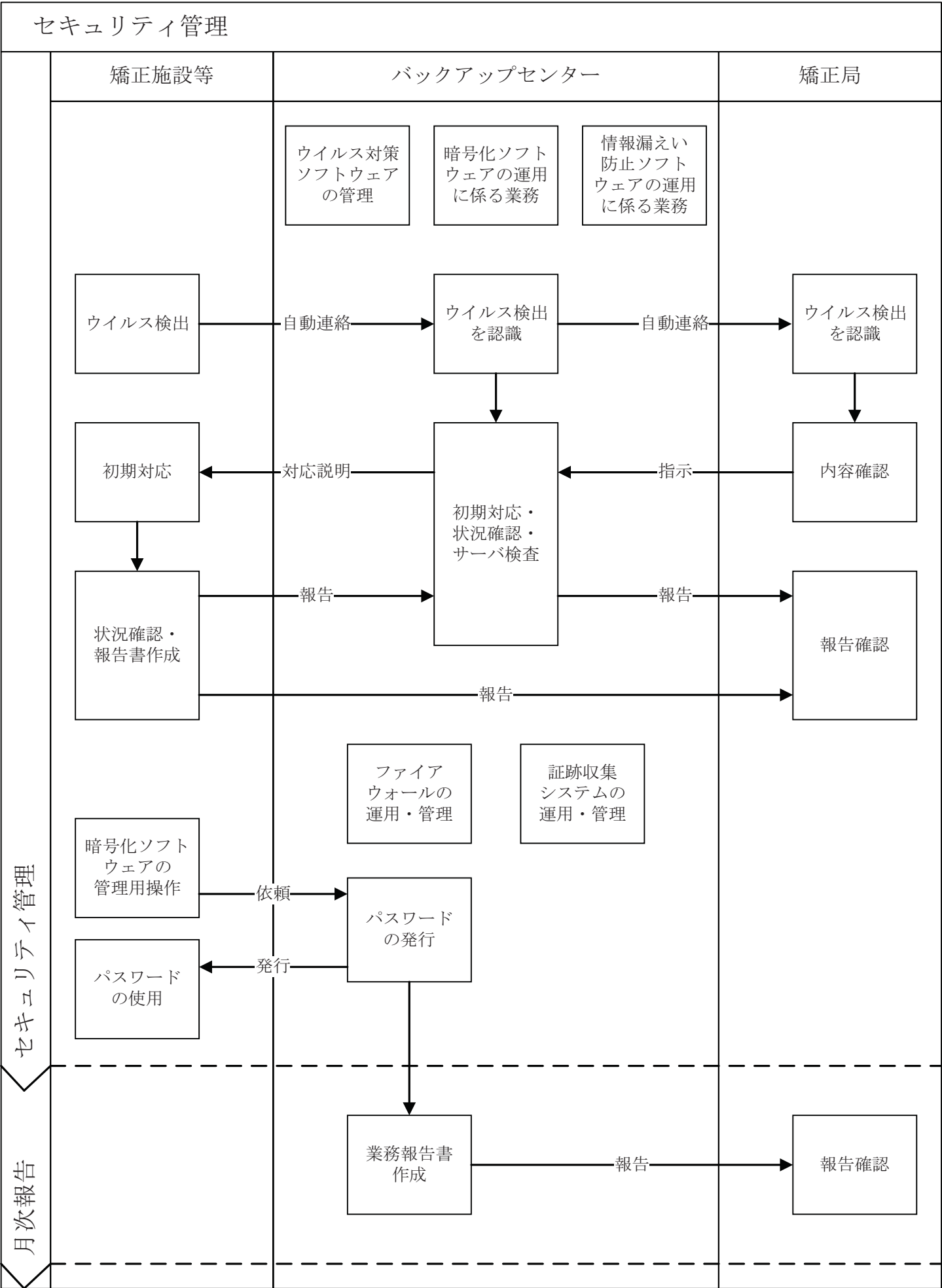
利用月日：平成23年 月 日

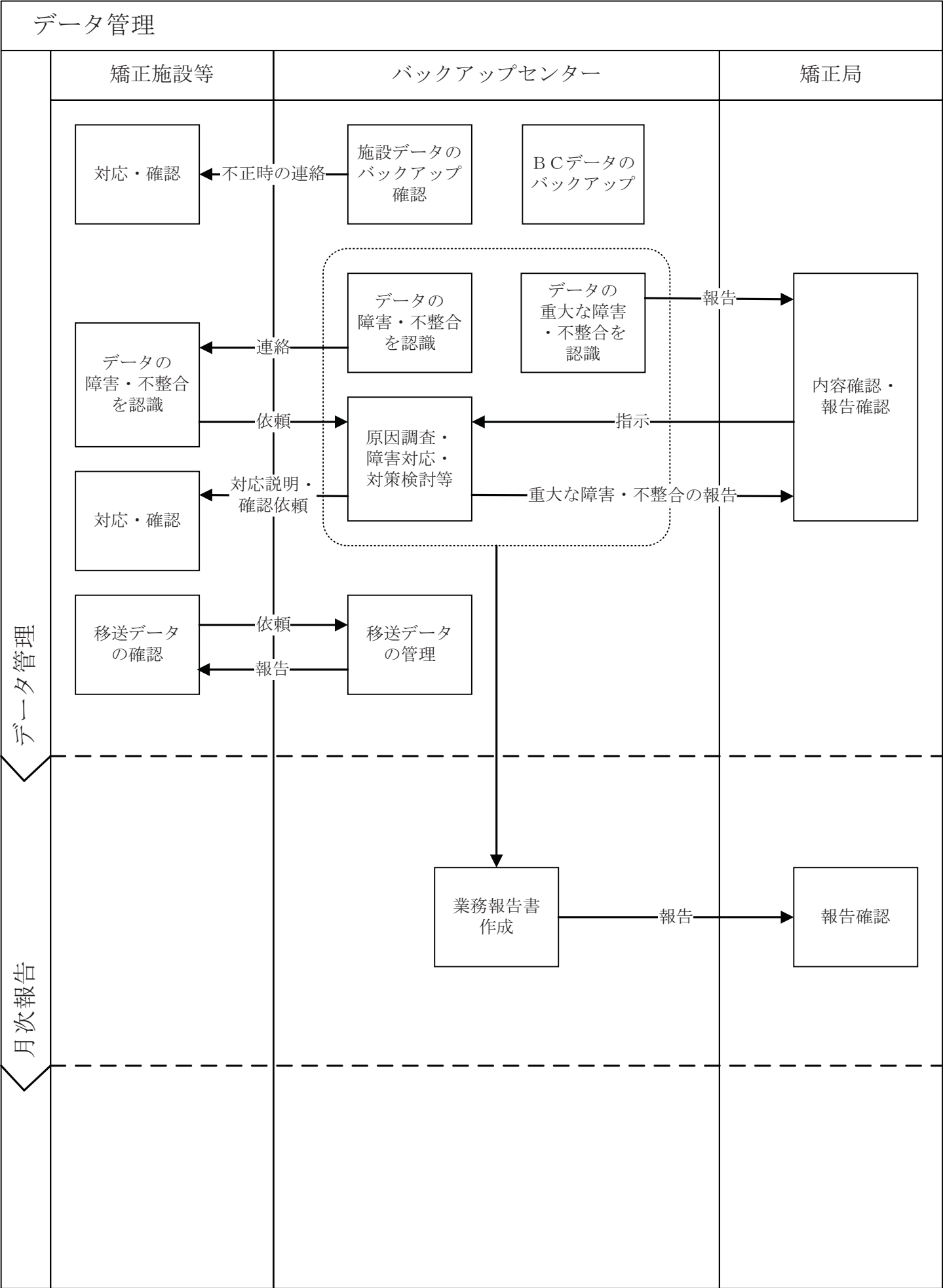
施設名：_____

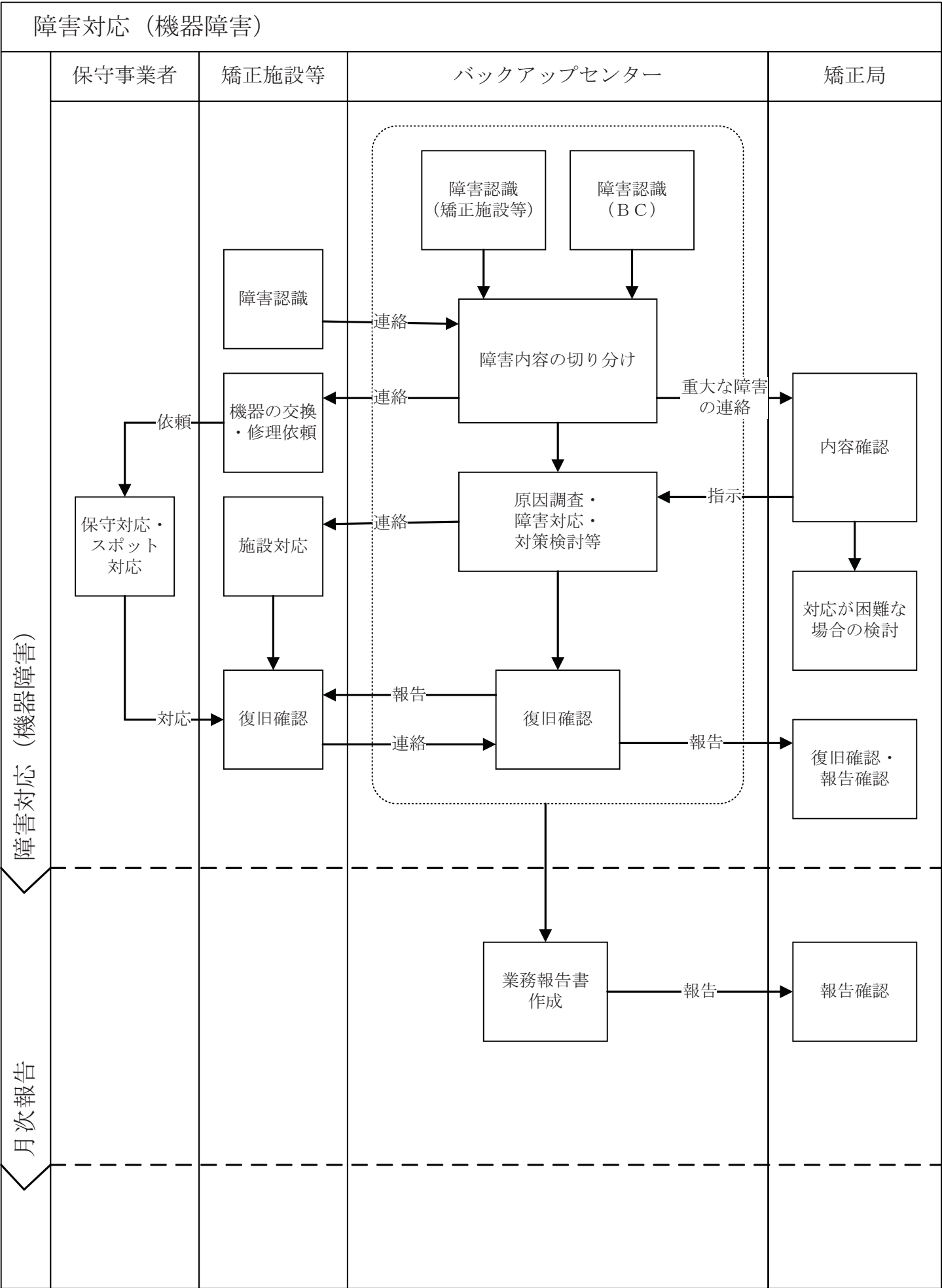


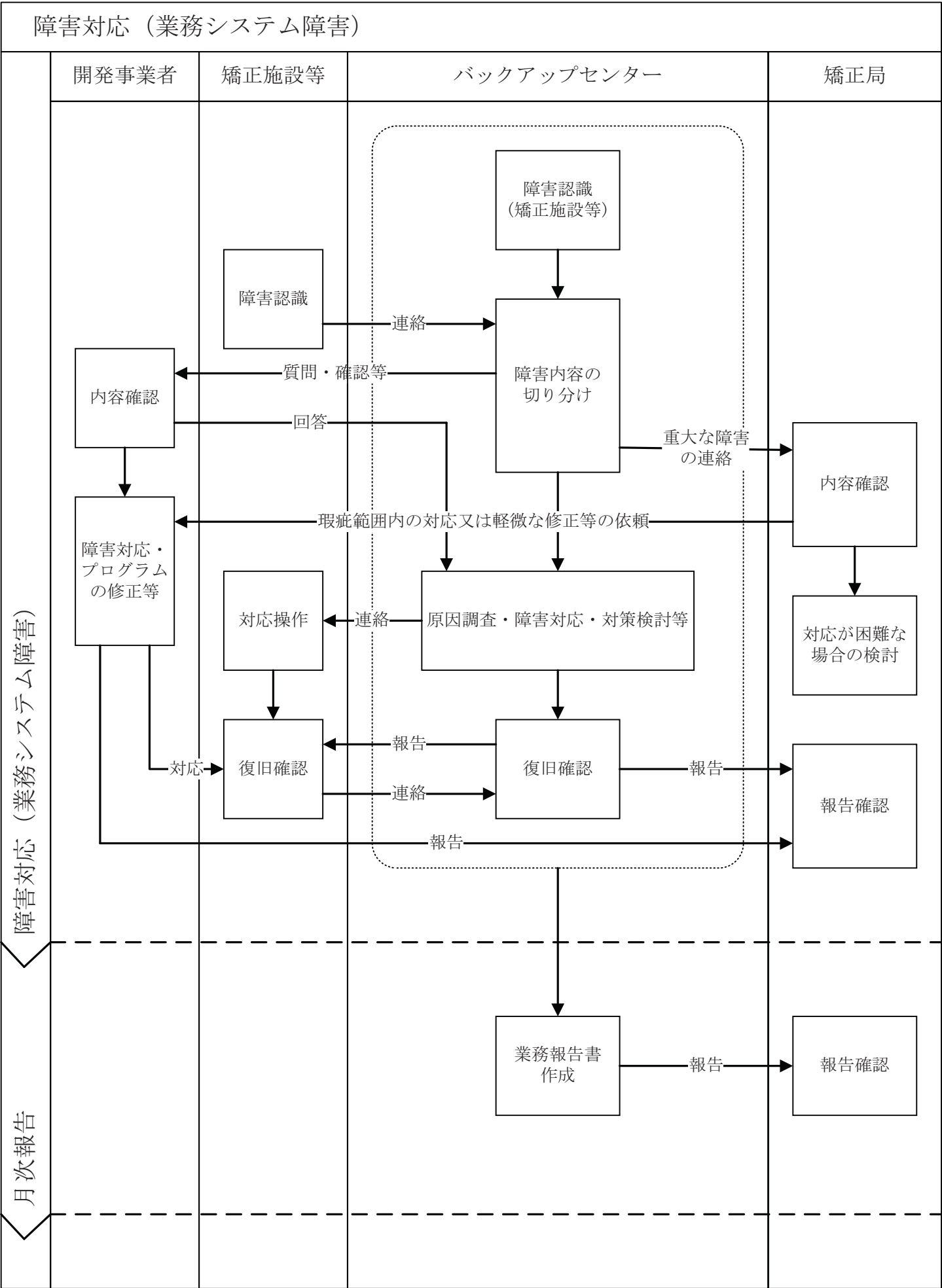


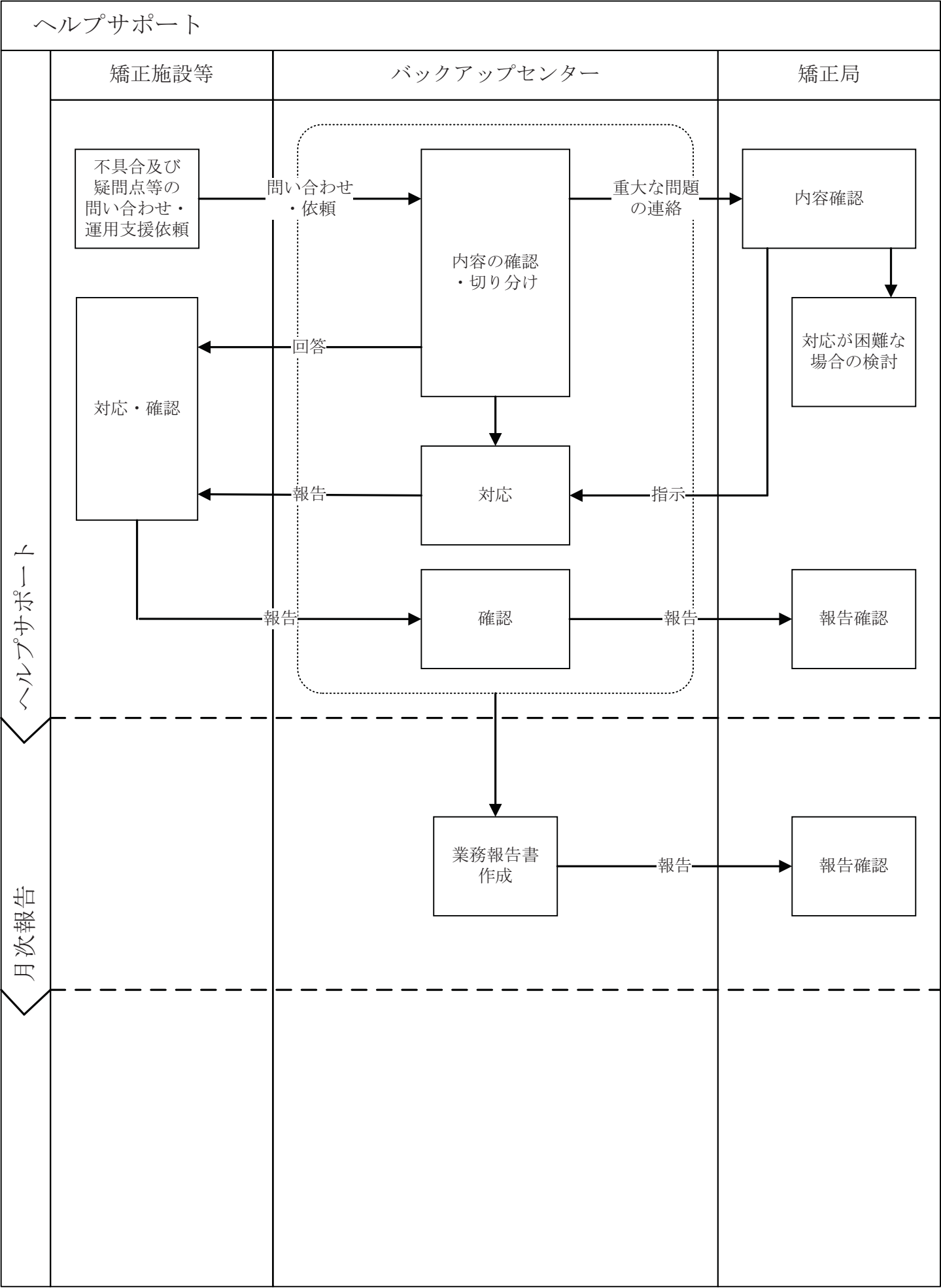


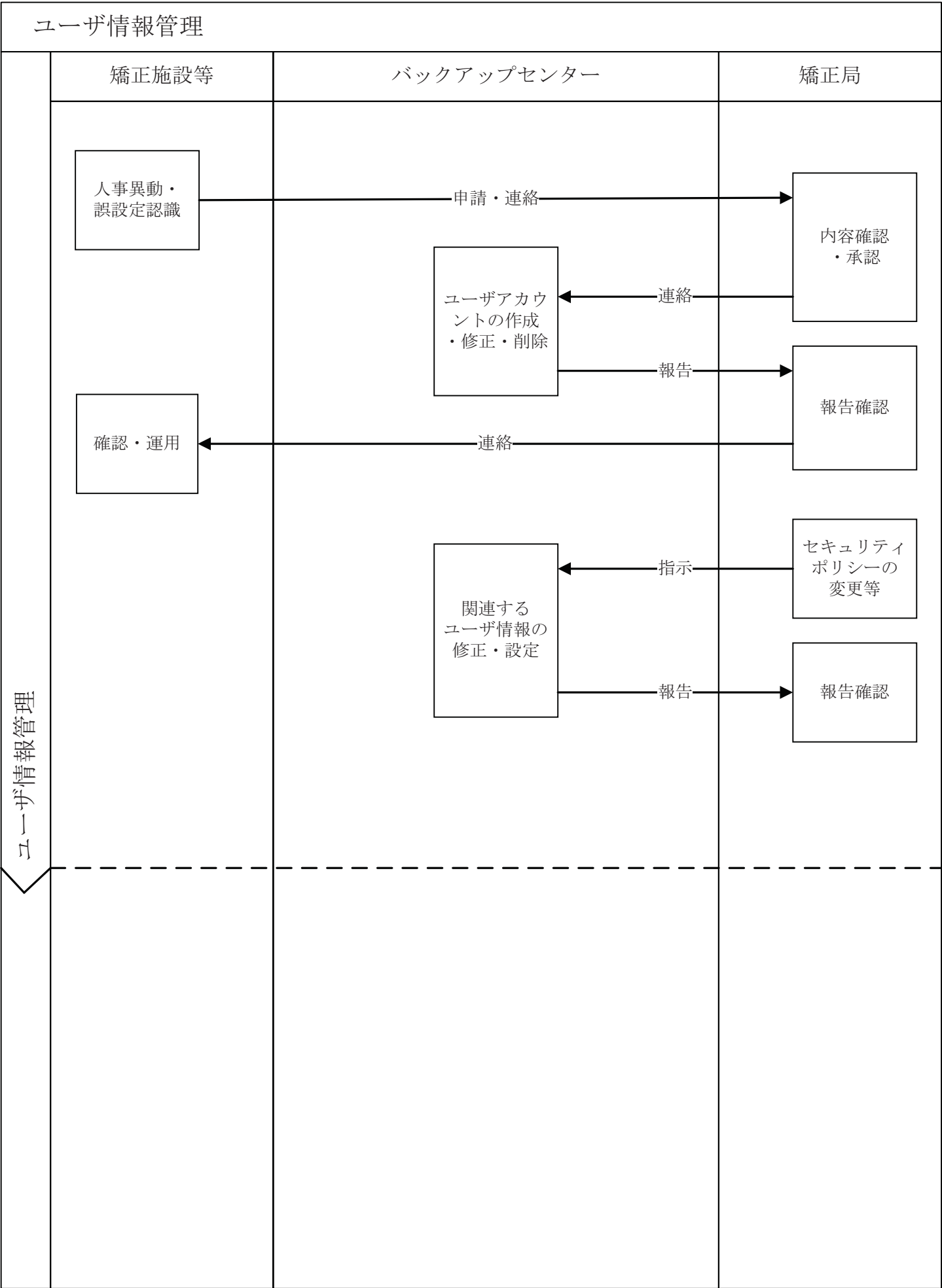


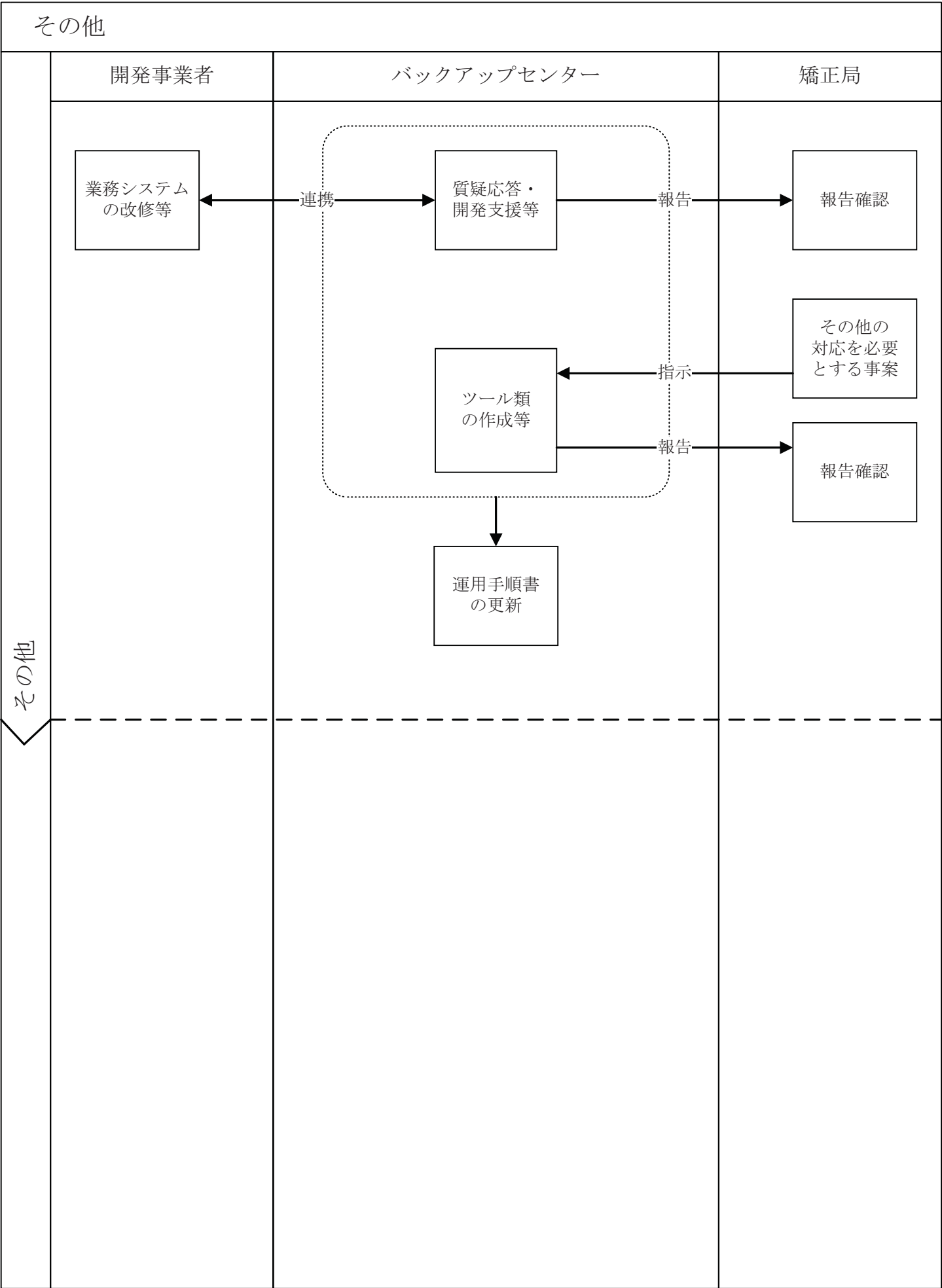




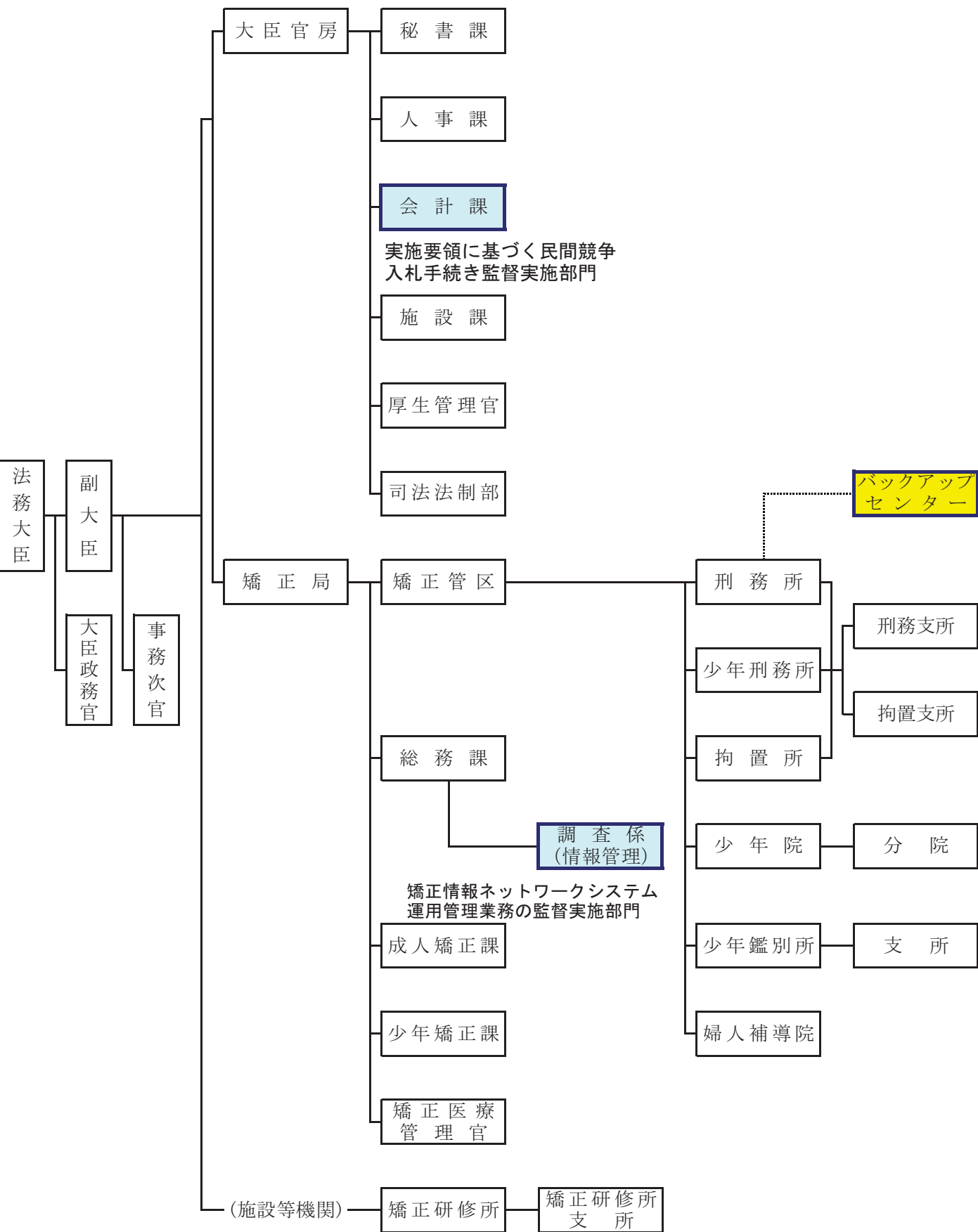








法務省組織図（平成 2 3 年 4 月現在）



矯正施設等における情報ネットワークシステムの
バックアップセンター運用管理業務委託
履行証明書項目一覧

会社名

所在地

担当者

電 話

F A X

履行証明書項目

履行証明書記載事項

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No																																																																																																																							
提案書記載事項																																																																																																																												
1	「2 本システムの概要」及び「3 B Cの概要」の理解について、明確に示すこと。	仕様書及び閲覧資料の範囲内で本システムを理解していることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	— 適当・不適当	1																																																																																																																							
2	「4 業務に対する要求」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。	<table><tr><td>(1) 業務内容</td><td>(別途)</td><td></td><td></td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(2) 派遣人員</td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td></td></tr><tr><td></td><td>ア システムエンジニアを派遣し対象業務を実施することの記載（東日本 B C 2 名、西日本 B C 2 名）</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>2</td></tr><tr><td></td><td>イ 矯正施設等でシステム障害が発生した場合は、必要に応じて、システム復旧作業及びシステム改善のため、当該施設等に赴いて情報収集・分析等を行うことの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>3</td></tr><tr><td>(3) 業務時間</td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td></td></tr><tr><td></td><td>ア 原則として、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前 9 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分とするものの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>4</td></tr><tr><td></td><td>イ システム障害が発生し、緊急的な対応が必要と判断された場合、上記の日時以外の対応を実施することの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td>ウ 業務時間を変更する場合は、事前に当局と書面で協議を行うことの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>6</td></tr><tr><td>(4) 履行に関する要求</td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td></td></tr><tr><td></td><td>ア 契約履行に当たっては経済性を考慮することの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>7</td></tr><tr><td></td><td>イ 契約業者の担当者は、B C を設置している当該施設で発行する身分証を携帯し、対象業務の要員であることを明確にすることの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>8</td></tr><tr><td></td><td>ウ 契約業者は、対象業務を実施する作業場所、必要となる電気・通信設備及び備品・消耗品を無償で使用するができることの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>9</td></tr><tr><td></td><td>エ 本システムに障害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、復旧措置を講ずることの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>10</td></tr><tr><td></td><td>オ 現行保守業者と連携する必要が生じた場合は、契約業者の責任において、実施することの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>11</td></tr><tr><td></td><td>カ 本システム改善に関する提案書等の記述では、各機能の改善を個別に把握でき、セキュリティ、データの保護、運用の容易性及び良好な操作性等について十分に考慮することの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>12</td></tr><tr><td></td><td>キ 対象業務履行に関し、不明又は疑問を生じた場合は、当局に申し入れ、その指示を受けることの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>13</td></tr><tr><td></td><td>ク 契約履行開始時には、前年度の当該業務を行った契約業者から引き継ぎを受け、当該業務を担当する要員に対し、B C 及び矯正施設等のハードウェア、ソフトウェア、運用及び管理に関する教育を行うことの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>14</td></tr><tr><td></td><td>ケ 契約履行終了時には、次年度に当該業務を行う契約業者に対し、円滑に業務内容の引継ぎを行うことの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>15</td></tr><tr><td></td><td>コ 本システムのシステム構成が変更（サーバ機器の増減等）になった場合においても、本契約の範囲内として対象業務を実施することの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>16</td></tr><tr><td></td><td>サ 日本語にて対応することの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>17</td></tr></table>	(1) 業務内容	(別途)			—		(2) 派遣人員				—			ア システムエンジニアを派遣し対象業務を実施することの記載（東日本 B C 2 名、西日本 B C 2 名）		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	2		イ 矯正施設等でシステム障害が発生した場合は、必要に応じて、システム復旧作業及びシステム改善のため、当該施設等に赴いて情報収集・分析等を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	3	(3) 業務時間				—			ア 原則として、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前 9 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分とするものの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	4		イ システム障害が発生し、緊急的な対応が必要と判断された場合、上記の日時以外の対応を実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	5		ウ 業務時間を変更する場合は、事前に当局と書面で協議を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	6	(4) 履行に関する要求				—			ア 契約履行に当たっては経済性を考慮することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	7		イ 契約業者の担当者は、B C を設置している当該施設で発行する身分証を携帯し、対象業務の要員であることを明確にすることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	8		ウ 契約業者は、対象業務を実施する作業場所、必要となる電気・通信設備及び備品・消耗品を無償で使用するができることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	9		エ 本システムに障害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、復旧措置を講ずることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	10		オ 現行保守業者と連携する必要が生じた場合は、契約業者の責任において、実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	11		カ 本システム改善に関する提案書等の記述では、各機能の改善を個別に把握でき、セキュリティ、データの保護、運用の容易性及び良好な操作性等について十分に考慮することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	12		キ 対象業務履行に関し、不明又は疑問を生じた場合は、当局に申し入れ、その指示を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	13		ク 契約履行開始時には、前年度の当該業務を行った契約業者から引き継ぎを受け、当該業務を担当する要員に対し、B C 及び矯正施設等のハードウェア、ソフトウェア、運用及び管理に関する教育を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	14		ケ 契約履行終了時には、次年度に当該業務を行う契約業者に対し、円滑に業務内容の引継ぎを行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	15		コ 本システムのシステム構成が変更（サーバ機器の増減等）になった場合においても、本契約の範囲内として対象業務を実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	16		サ 日本語にて対応することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	17	— 適当・不適当	
(1) 業務内容	(別途)			—																																																																																																																								
(2) 派遣人員				—																																																																																																																								
	ア システムエンジニアを派遣し対象業務を実施することの記載（東日本 B C 2 名、西日本 B C 2 名）		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	2																																																																																																																							
	イ 矯正施設等でシステム障害が発生した場合は、必要に応じて、システム復旧作業及びシステム改善のため、当該施設等に赴いて情報収集・分析等を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	3																																																																																																																							
(3) 業務時間				—																																																																																																																								
	ア 原則として、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前 9 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分とするものの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	4																																																																																																																							
	イ システム障害が発生し、緊急的な対応が必要と判断された場合、上記の日時以外の対応を実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	5																																																																																																																							
	ウ 業務時間を変更する場合は、事前に当局と書面で協議を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	6																																																																																																																							
(4) 履行に関する要求				—																																																																																																																								
	ア 契約履行に当たっては経済性を考慮することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	7																																																																																																																							
	イ 契約業者の担当者は、B C を設置している当該施設で発行する身分証を携帯し、対象業務の要員であることを明確にすることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	8																																																																																																																							
	ウ 契約業者は、対象業務を実施する作業場所、必要となる電気・通信設備及び備品・消耗品を無償で使用するができることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	9																																																																																																																							
	エ 本システムに障害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、復旧措置を講ずることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	10																																																																																																																							
	オ 現行保守業者と連携する必要が生じた場合は、契約業者の責任において、実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	11																																																																																																																							
	カ 本システム改善に関する提案書等の記述では、各機能の改善を個別に把握でき、セキュリティ、データの保護、運用の容易性及び良好な操作性等について十分に考慮することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	12																																																																																																																							
	キ 対象業務履行に関し、不明又は疑問を生じた場合は、当局に申し入れ、その指示を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	13																																																																																																																							
	ク 契約履行開始時には、前年度の当該業務を行った契約業者から引き継ぎを受け、当該業務を担当する要員に対し、B C 及び矯正施設等のハードウェア、ソフトウェア、運用及び管理に関する教育を行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	14																																																																																																																							
	ケ 契約履行終了時には、次年度に当該業務を行う契約業者に対し、円滑に業務内容の引継ぎを行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	15																																																																																																																							
	コ 本システムのシステム構成が変更（サーバ機器の増減等）になった場合においても、本契約の範囲内として対象業務を実施することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	16																																																																																																																							
	サ 日本語にて対応することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	17																																																																																																																							
3	「5 応札者の条件」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。	<table><tr><td>(1) 提供するサービスの信頼性を確保するための品質保持体制及び基準等を有していることの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>18</td></tr><tr><td>(2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証、又は個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）への適合に基づくプライバシーマークの認定を取得していることの記載</td><td></td><td>左記要求要件が実施できること又は同等であること</td><td>適当・不適当</td><td>19</td></tr></table>	(1) 提供するサービスの信頼性を確保するための品質保持体制及び基準等を有していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	18	(2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証、又は個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）への適合に基づくプライバシーマークの認定を取得していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	19	— 適当・不適当																																																																																																															
(1) 提供するサービスの信頼性を確保するための品質保持体制及び基準等を有していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	18																																																																																																																								
(2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証、又は個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）への適合に基づくプライバシーマークの認定を取得していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	19																																																																																																																								

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No
4 「6 その他の指示等」を満たすことを根拠等として、具体的かつ簡明に記載すること。	(1) 対象業務履行に係る成果物に対する著作権等	ア 対象業務を履行するため、作成した全ての成果物の所有権は、当局に帰属することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	20
		イ 対象業務を履行するため、作成した全ての成果物の著作権者人格権を除く著作権は、当局に帰属することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	21
		ウ 著作人格権はこれを行使しないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	22
	(2) 業務を行ったときは毎日業務報告書を作成し、指示された時期に当局に提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	23
	(3) 対象業務従事者の選定及び名簿の提出	ア 本システムの保守、管理及びシステムの改善要求を確実に実施するため、システムエンジニアとしての能力、経験にすぐれ、業務開始までに本システムを理解し精通した者を選定することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	24
		イ 業務従事者の名簿を作成し、契約締結後、速やかに当局に提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	25
		ウ 契約期間中に業務従事者にやむを得ず異動を生じた場合には、遅滞なく変更名簿を当局に提出することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	26
	(4) 以下の提出書類については、印刷物を綴じたものを準備し、1部を当局担当者に提出すること。加えて、電子ファイルをCD-R媒体1枚に格納し、1部を当局担当者に提出することの記載 1 機器管理台帳 2 システム構成図 3 ソフトウェア管理台帳 4 ネットワーク機器管理台帳 5 障害問合せ管理台帳 6 業務システム構成管理表 7 管理者パスワード管理台帳 8 データベース運用支援ツール		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	27
	(5) 保全	ア 本調達に係る業務の実施において、情報セキュリティを確保するための体制を整備することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	28
		イ 当局から貸与された資料については、紛失、き損することのないよう、責任を持って保管するとともに、不要になった場合又は契約終了の際には当局に返納することの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	29
		ウ 当局から貸与された資料を、当該業務を遂行する目的以外に使用しないとともに、複製又は第三者に開示、譲渡、貸与しないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	30
		エ 当局から貸与された資料を、複製する必要がある場合は、あらかじめ当局の許可を受けることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	31
		オ 契約履行に際し知り得た事項や情報を、複写又は第三者に漏えいしないことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	32
		カ 「機密保持誓約」を当局に提出し、業務従事者に対する全ての責務を負うことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	33
		キ 業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又は、そのおそれがある場合には、速やかに当局に報告し、必要な措置を講ずることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	34
		ク その他、保全に関し、契約業者は当局の指示に従うことの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	35
	(6) 監督・検査	ア 契約履行に関して当局の監督・検査を受けることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	36
		イ 当局の監督・検査に必要な資料の提供又は確認行為に応じることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	37
		ウ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当局が認める場合には、契約業者の責任者は、当局の求めに応じ、協議を行い、合意した対応を採ることの記載	左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	38

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No
5 「7 その他」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。	(1) 業務システムの新規整備及びバージョンアップ時には、円滑な導入を図るため、システムの開発業者に協力することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	39
	(2) 業務の全部又は一部を他の事業者に再委託しないことの記載ただし、あらかじめ当局の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	40
	(3) 本調達に係る業務の一部を他の事業者に再委託により行わせる場合には、委託先は、当局が委託業者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせることとし、この場合、業務従事者の指導・監督のもとに単独で業務の遂行ができる下請負業者所属の業務従事者を選定し、事前に当局の承諾を得るものとするこの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	41
	(4) 業務の一部を他の事業者に再委託により行わせる場合には、委託先は、当局が委託業者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	42
	(5) 業務従事者の指導・監督のもとに単独で業務の遂行ができる下請負業者所属の業務従事者を選定し、事前に当局の承諾を得ることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	43
	(6) 業務の再委託に関し、当局に承諾を求める場合は、再委託の内容、再委託先及び再委託先に対する管理方法等を、書面により当局あて提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	44
	(7) 対象業務を再委託した場合、再委託先が行った業務については、契約業者が全ての責任を負うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	45

履行証明書項目

履行証明書記載事項

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No
業務内容が履行可能であることを、根拠等を示して具体的に簡明に記載すること。					
6 業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務				—	
業務運用中（毎日）	(1) 機器の正常稼働確認			—	
	ア 無停電電源装置のバッテリー充電状況		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	46
	イ データベースサーバー機及び周辺装置データベースシステムの正常稼働確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	47
	ウ データベースシステム（Oracle及び業務アプリケーション）B C間通信正常稼働確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	48
	エ B C業務用機器の起動及び作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	49
	(2) システムログファイルの管理			—	
	ア ログファイル内容の解析		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	50
	イ ログファイル容量の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	51
	(3) コンソールメッセージの監視 メッセージに応じた対処実施		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	52
	(4) システム資源・性能管理			—	
	ア ディスク容量、ディスクI/O、メモリ使用率、CPU使用率の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	53
	イ システム改善策検討及び提案		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	54
	(5) データベース資源・性能管理			—	
	ア 表領域容量、データ件数、ディスクI/O、メモリ使用率、CPU使用率の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	55
	イ データベース改善策検討及び提案		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	56
	(6) 障害管理			—	
	ア 障害内容切り分け		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	57
	イ 障害対策及び履歴管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	58
	ウ 障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	59
	(7) ユーザ情報管理			—	
	ア システムアカウント及びパスワード管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	60
	イ データベースアカウント及びパスワード管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	61
	ウ データベースアクセス権の調整		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	62
	(8) データベースバックアップの確認 差分バックアップ		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	63
業務終了時（毎日）	(9) 移送者データ取り込み状況確認 移送者取り込み状況確認及び報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	64
	(10) 終了処理 クライアントPCのシャットダウン及び電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	65
随 時	(11) システム終了処理			—	
	ア 各施設送受信状態確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	66
	イ データベースシャットダウン処理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	67
	ウ システムフルバックアップ処理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	68
	エ システムシャットダウン		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	69
	オ データベースサーバー機（ ）及び周辺装置の電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	70
	カ 無停電電源装置の電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適当	71

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No
	(12) システム起動処理			—	
	ア 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	72
	イ ネットワーク機器の作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	73
	ウ データベースサーバー機 () 及び () 電源投入及び周辺装置作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	74
	エ データベースシステム及び業務アプリケーション作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	75
	オ B C間通信確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	76
	(13) データベース運用支			—	
	ア 蓄積データに関する照会対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	77
	イ マスタデータの変更		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	78
	7 グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務				
業務開始時（毎日）	(1) 機器の正常稼働確認			—	
	ア 無停電電源装置のバッテリー充電状況		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	79
	イ ドメインコントローラサーバ機		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	80
	(2) グループウェアシステム及びドメインコントローラの正常稼働確認			—	
	ア Exchange Server () 又は Exchange Server ()		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	81
	イ Windows Server () 又は Windows Server () (Active Directry)		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	82
	運用中（毎日）			—	
	(3) 電子掲示板バックアップ			—	
	ア 電子掲示板バックアップ処理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	83
	イ 電子掲示板複製確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	84
	(4) 障害管理			—	
	ア 障害内容切り分け		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	85
	イ 障害対策及び履歴管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	86
	ウ 障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	87
	(5) セキュリティ対策			—	
	ア システムアカウント及びパスワード管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	88
	イ データベースアカウント及びパスワード管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	89
	週 1 回			—	
	(6) メールの管理			—	
	ア 一定期間を経過したメールの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	90
随時	イ ディスク使用状況のレポート印刷		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	91
	(7) 使用状況の管理 前日使用状況（ログ）の採取及び解析		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	92
	(8) システム終了処理			—	
	ア 各施設送受信状態確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	93
	イ システムシャットダウン及び電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	94
	ウ 電源切断及び停止確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	95
	エ 無停電電源装置の電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	96
	(9) システム起動処理			—	
	ア 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	97
	イ 電源投入		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	98
	ウ システムへのログオン		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	99

履行証明書項目

評価項目		要求要件		資料番号	評価基準	回答	No	
	(10) ユーザ情報管理（定期及び不定期の人事異動時）	ア	個人ユーザアカウントの作成、変更及び削除		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	100	
		イ	個人ユーザのメールボックスの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	101	
		ウ	アド君の保守及び管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	102	
		(11) ドメイン管理（矯正施設等の統廃合を含む。） ドメインコントローラ（ActiveDirectory）の保守管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	103		
	(12) サーバアプリケーション再インストール作業		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	104			
8	参照サーバの運用及び保守・管理業務					—		
業務開始時（毎日）	(1) 機器の正常稼働確認	ア	無停電電源装置のバッテリー充電状況		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	105	
		イ	参照サーバ機の正常稼働確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	106	
		ウ	参照サーバシステムの正常稼働確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	107	
		運用中（毎日）	(2) データ管理	ア	受信状態の確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當
イ	受信データの解析				左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	109	
ウ	受信データの集計、加工				左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	110	
エ	データベースサーバデータとの整合性の確保				左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	111	
(3) 障害管理	ア		障害内容切り分け		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	112	
	イ		障害対策及び履歴管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	113	
	ウ		障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	114	
(4) セキュリティ対策 データベースアクセス権の調整			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	115			
(5) データバックアップの確認			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	116			
(6) 運用支援 情報の提供、利用、蓄積等に関する照会対応			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	117			
随時	(7) システム終了処理		ア	システムシャットダウン		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	118
		イ	電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	119	
		ウ	無停電電源装置の電源切断		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	120	
	(8) システム起動処理	ア	無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	121	
		イ	電源投入		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	122	
		ウ	システムへのログイン		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	123	
		9	本システムの監視及び保守・管理業務					—
	運用中（毎日）	(1) 監視	ア	障害が発生した施設からの情報収集、調査及び分析		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	125
イ			障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	126	
ウ			ネットワーク回線のデータ測定、記録及び分析		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	127	
週 1 回	(2) 監視ログ処理	ア	ログのバックアップ処理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	128	
		イ	ログの集計、分析及び改善策検討		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	129	
要求時	(3) 設定	ア	通信接続機器の設定等の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	130	
		イ	業務対象施設の追加変更時の設定等の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	131	

評価項目	要求要件		資料番号	評価基準	回答	No
10 セキュリティ管理に係る業務 運用中（毎日）	(1) コンピュータウイルス対策ソフトの管理	ア ログファイル内容の解析		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ ログファイル容量の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
	(2) 情報漏えい防止ソフトの管理	ア 情報漏えい防止ソフトの運用に係る業務		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ 証拠収集システムの運用及び保守・管理業務		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
	(3) 暗号化ソフトの管理	暗号化ソフトの運用に係る業務		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
	(4) ファイアウォールの管理	ア 機器の稼働確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ ログ情報収集の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
	(5) 障害管理	ア 障害内容切り分け		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ 障害対策及び履歴管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		ウ 障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
随時	(6) コンピュータウイルス対応	ア コンピュータウイルス発見時の駆除並びに当局及び感染施設への連絡		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ 新たなパターンファイル、ウイルス検索エンジン及びプログラム修正ファイルを知り得た後、速やかな入手とリモートアップデートの実施		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
	(7) 暗号化ソフト対応	ワンタイムパスワードの発行		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
11 ユーザ情報の管理業務 運用中（毎日）	(1) ユーザ情報の管理	ア ユーザアカウント及びグループの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ ユーザのセキュリティポリシーの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
	(2) 障害管理	ア 障害内容切り分け		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ 障害対策及び履歴管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		ウ 障害回復措置		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
要求時	(3) 人事異動等への対応	ア ユーザアカウントの作成・修正・削除		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ グループの作成・修正・削除		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		ウ その他のユーザアカウントに付随する情報への対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
12 本システムに係る技術支援及び管理業務 要求時	(1) 施設からの照会対応	ア 矯正施設等からの、本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせに対する回答、技術指導及び問い合わせ対応データベースへの登録		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ データベース保存データの整合性チェック及びデータ修復		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
13 本システムの改善提案業務 随時	(1) システム上の問題発見時の対応	ア 問題の報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ 改善案の検討		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
要求時	(2) システム改善提案	ア 法務省からの本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する改善要求に対する分析及び改善策検討		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	
		イ 改善に関する提案書の作成		左記要求要件が実施できること又は同等であること	—	

履行証明書項目

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No
14	本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務				
随時	(1) セキュリティ対策上の問題発見時の対応			—	
	ア 問題の報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	159
	イ 改善案の検討		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	160
要求時	(2) 情報システムセキュリティ向上に関する改善提案			—	
	ア 情報システムセキュリティに関する改善要求に対する分析及び改善策検討		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	161
	イ 改善に関する提案書の作成		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	162
	ウ 業務対象施設に対する情報システムセキュリティに関する助言		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	163
15	ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析				
要求時	(1) ライセンス管理システム (ASSETSCAN)			—	
	ア ライセンス管理システムの正常稼働確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	164
	イ ライセンス管理システム運用に係るデータの取得、集計及び運用に係る支援業務		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	165
16	その他の業務				
随時	(1) 媒体管理			—	
	ア 内部記録媒体及び外部記録媒体の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	166
	イ 消耗品の管理に必要な情報の提供		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	167
	ウ 消耗品の使用量等の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	168
	エ OS及び業務アプリケーション等ソフトウェアの管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	169
	(2) S E業務手順改善 情報採取及び分析業務の効率化手順書等作成		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	170

※民間事業者の創意工夫の発揮により、複数の要求要件についての総合的提案、従来の実施方法の変更を伴う提案も可能とする。その場合は、提出資料の中に該当する要求要件が分かるように記述すること。

矯正施設等における情報ネットワークシステムの
バックアップセンター運用管理業務委託
機能審査結果

審査担当者	⑨
提案書業者	
審査完了日	
審査結果	合格 ・ 不合格
不適當・不対応項目数	個

矯正施設等における情報ネットワークシステム
のバックアップセンター運用管理業務委託仕様書
(案)

平成24年 月
法 務 省 矯 正 局

目 次

1	総則	1
2	本システムの概要	1
3	B C の概要	4
4	業務に対する要求	4
5	応札者の条件	6
6	その他の指示等	6
7	その他	8
別紙 1	（対象業務内容）	10
別紙 2	（業務報告書）	17
別紙 3	（業務従事者名簿）	18
別紙 4	（機密保持に関する誓約書）	19

1 総則

(1) 適用

本仕様書は、法務省矯正局（以下「当局」という。）が契約相手方（「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務における民間競争入札実施要項」の「民間事業者」をいう。以下同じ。）に委託して行わせる、矯正施設等における情報ネットワークシステム（以下「本システム」という。）のバックアップセンター（以下「BC」という。）における運用管理業務（以下「対象業務」という。）について適用する。

(2) 契約期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(3) 作業場所

本仕様書で調達する対象業務を実施する作業場所は、以下のBCとする。

ア 東日本BC（川越少年刑務所内）

埼玉県川越市大字南大塚1508

イ 西日本BC（大阪刑務所内）

大阪府堺市堺区田出井町6-1

2 本システムの概要

(1) 現行システムの概要

ア 現行システムの概要

本システムは、名称を「矯正情報ネットワークシステム（コーネット）」とし、矯正局、矯正管区、矯正研修所、矯正研修所支所、刑務所、少年刑務所、刑務支所、拘置所、拘置支所、少年院、少年院分院、少年鑑別所、少年鑑別所支所及び婦人補導院（以下「矯正施設等」という。）の全国約300箇所のLANをBCを中心として、専用回線である法務省情報ネットワーク（以下「法務省NW」という。）で結ぶ広域ネットワーク（WAN）である。

また、約300拠点を1ドメイン構成とし、インターネット等外部ネットワークへの接続を行わず、閉鎖型のWANを構築している（別添1「コーネット全体構成図」を参照のこと。）。

イ 法務省NWの概要

法務省NWとは、法務本省と、所管各庁（法務局、地方法務局、最高検察

庁、高等検察庁、地方検察庁、矯正施設等、地方更生保護委員会、保護観察所、地方入国管理局等、主に都道府県単位で地方拠点となる機関）及びその出先機関（支局、支部、出張所等）の一部を接続した広域ネットワークで、全国約1,000か所を結んでいる。

構成は、メタル回線及び光回線を基幹回線とし、各庁における回線容量は、おおむね128Kbps～30Mbpsとなっている（別添2「コーネット施設一覧」を参照のこと。）。

（2）施設内LAN

施設内LANにおいては、サーバ／クライアント方式を採用しており、サーバのOSは、メインサーバとしてWindows Server 2003、サブサーバとしてWindows 2000 Serverを使用している（詳細は、別添3「コーネット詳細構成図」を参照のこと。）。

また、メインサーバには、データベースサーバ（SQL Server ■■■）をインストールして稼働している。

クライアントのOSは、Windows2000、WindowsXP及びWindows7の混在環境となっている。この中で、矯正局指定の業務システムは、その開発時期により、稼働可能なOS環境に若干の違いがあり、それぞれ指定のサーバ、クライアントOS上で運用を行っている。

（3）施設内LANで稼働中の業務システム

被収容者データ管理システムを始めとした矯正局が独自に開発した業務システムを運用しており、業務システムについては、別添4「業務システム一覧」に示す。

なお、その他にも、給与計算システム（当局職員開発）、旅費計算システム及び備品・消耗品管理システム（パッケージソフトウェア）のソフトウェアも施設内LAN上で稼働しているが、本対象業務外とする。

（4）施設内LAN環境

矯正施設等には光ファイバーケーブル、メタルケーブルを使い1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-5等によりLANを構築している。

（5）グループウェア

平成23年度に東西BCにグループウェアサーバを設置し、Microsoft Exchange Server ■■■にて運用を行っている。

なお、従来は、矯正施設等に分散配置している Windows [] 又は Windows Server [] にグループウェアサーバ（Exchange [] Server 又は Exchange Server []）をインストールし、運用を行っていた。

矯正施設等のクライアントにおいて、Microsoft Outlook 又は Microsoft Outlook Web Access を利用して東西 B C のグループウェアサーバに接続しているが、一部、回線帯域の少ない施設は、施設用サーバの Windows Server [] に Microsoft Exchange Server [] を導入し、運用を行っている。

東西 B C のグループウェアサーバは、同期処理を行い、相互に冗長性を確保している。

（６）セキュリティ対策

ア ウイルス対策として、[]
[] を使用し、管理を行っている。

パターンファイルは、[]
[] を使用し、B C からリモートで矯正施設等のサーバへ配信後、ログオンスクリプトを使用して、各クライアントへ配信している。

ウイルス検出時は、施設側での対応内容及び B C 側での対応内容を明確化し、初期対応が確実かつ迅速に行える体制を確保している。

イ セキュリティホール対策として、[] を導入し、
必要に応じて指定した各クライアントに対しセキュリティパッチプログラム等の配布及び適用が可能な体制を確保している。

ウ 情報漏えい対策として、情報漏えい防止ソフトウェア「[]」（矯正局カスタマイズ版）及び暗号化ソフトウェア「[]」（矯正局カスタマイズ版）を導入し、運用している。

なお、「[]」においては、東西 B C に
[]（ワンタイムパスワード発行用セキュリティトークン）を
配備し、パスワードロックの解除、失念したパスワードの変更及び動作不良に伴うアンインストール等に対応可能な体制としている。

また、「[]」においては、平成 24 年度に証跡を管理するためのサーバを導入することを計画している。

3 BCの概要

(1) BCの設置箇所

BCは、上記1(3)のとおり東日本及び西日本の2箇所に設置している。

(2) BCの目的

BCは、矯正施設等における本システムのデータを災害時に備えてバックアップするほか、本システムに係る業務を円滑なものとし、蓄積したデータを有効に活用すべく、設置しているものである。

現在は、本システムの保守・管理業務を民間業者に委託し、専属の技術者を常駐させてネットワーク全体の監視・保守を行うことによって、安定した稼働を実現させている。

4 業務に対する要求

本調達においては、当局が示すBCにおける本システムの対象業務を期間内において、当局に提供するものとする。

なお、BCが対象業務を行う矯正施設等については、別添2「コーネット施設一覧」を参照のこと。

(1) 本業務内容

本業務内容は次のとおりとする（詳細は、別紙1のとおり）。

- ア 業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務
- イ グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務
- ウ 参照サーバの運用及び保守・管理業務
- エ 本システムの監視及び保守・管理業務
- オ セキュリティ管理に係る業務
- カ ユーザ情報の管理業務
- キ 本システムに係る技術支援及び管理業務
- ク 本システムの改善提案業務
- ケ 本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務
- コ ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析
- サ その他の業務

(2) 派遣人員

本業務を遂行するために、以下のとおり、システムエンジニアを派遣し、対

象業務を実施すること。

ア 東日本ＢＣ ２名

イ 西日本ＢＣ ２名

また、矯正施設等でシステム障害が発生した場合は、必要に応じて、システム復旧作業及びシステム改善のため、当該施設等に赴いて情報収集・分析等を行うこと。

（３）業務時間

原則として、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前９時００分から午後６時００分までとする。

ただし、システム障害が発生し、緊急的な対応が必要と判断された場合、上記の日時以外の対応を実施すること。

なお、業務時間を変更する場合は、事前に当局と書面で協議を行うこと。

（４）履行に関する要求

ア 契約履行に当たっては経済性を考慮すること。

イ 契約業者の担当者は、ＢＣを設置している当該施設で発行する身分証を携行し、対象業務の要員であることを明確にすること。

ウ 契約業者は、対象業務を実施する作業場所、必要となる電気・通信設備及び備品・消耗品を無償で使用するができる。

エ 本システムに障害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、復旧措置を講ずること。

なお、現行保守業者と連携する必要が生じた場合は、契約業者の責任において、実施すること。

オ 本システム改善に関する提案書等の記述では、各機能の改善を個別に把握でき、セキュリティ、データの保護、運用の容易性及び良好な操作性等について十分に考慮すること。

カ 対象業務履行に関し、不明又は疑問を生じた場合は、当局に申し入れ、その指示を受けるものとする。

キ 契約履行開始時には、前年度の当該業務を行った契約業者から引き継ぎを受け、当該業務を担当する要員に対し、ＢＣ及び矯正施設等のハードウェア、ソフトウェア、運用及び管理に関する教育を行うこと。

ク 契約履行終了時には、次年度に当該業務を行う契約業者に対し、円滑に業

務内容の引継ぎを行うこと。

ケ 本システムのシステム構成が変更（サーバ機器の増減等）になった場合においても、本契約の範囲内として対象業務を実施すること。

コ 日本語にて対応すること。

5 応札者の条件

（１）提供するサービスの信頼性を確保するための品質保持体制及び基準等を有していること。

（２）本調達に係る業務を行おうとする事業者又はその部門においては、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度に基づくＩＳＭＳ認証、個人情報保護マネジメントシステム（ＪＩＳ Ｑ １５００１）への適合に基づくプライバシーマークの認定を取得していること。

6 その他の指示等

（１）対象業務履行に係る成果物に対する著作権等

ア 契約業者は、運用管理業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第２７条及び第２８条を含む著作権の全てを当局に無償で譲渡するものとする。

イ 契約業者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第１８条から第２０条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当局が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に契約業者が既に著作権を保有しているもの（以下「契約業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該契約業者著作物の著作権についてのみ、契約業者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

（２）業務報告書

契約業者は、業務を行ったときは毎日業務報告書（別紙２）を作成し、指示された時期に当局に提出すること。

（３）対象業務従事者の選定及び名簿の提出

ア 対象業務従事者の選定

契約業者は、本システムの保守、管理及びシステムの改善要求を確実に実施するため、システムエンジニアとしての能力、経験に優れ、業務開始までに本システムを理解し、精通した者を選定するものとする。

イ 業務従事者名簿の提出

(ア) 契約業者は、業務従事者の名簿（別紙３）を作成し、契約締結後、速やかに当局に提出するものとする。

(イ) 契約期間中に業務従事者にやむを得ず異動を生じた場合には、遅滞なく変更名簿を当局に提出するものとする。

(４) その他の提出書類及び成果物

下表のとおり示す。提出書類については、印刷物を綴じたものを準備し、１部を当局担当者に提出すること。加えて、電子ファイルをＣＤ－Ｒ媒体１枚に格納し、１部を当局担当者に提出すること。

項番	書類名	提出時期	備考
１	機器管理台帳	作業終了時	
２	システム構成図	作業終了時	
３	ソフトウェア管理台帳	作業終了時	バージョン情報を含む。
４	ネットワーク機器管理台帳	作業終了時	
５	障害問合せ管理台帳	作業終了時	
６	業務システム構成管理表	作業終了時	業務システムの更新管理
７	管理者パスワード管理台帳	作業終了時	
８	データベース運用支援ツール	作業終了時	

(５) 保全

ア 契約業者は、本調達に係る業務の実施において、情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

イ 契約業者は、当局から貸与された資料については、紛失、き損することのないよう、責任を持って保管するとともに、不要になった場合又は契約終了の際には当局に返納すること。

ウ 契約業者は、当局から貸与された資料を、当該業務を遂行する目的以外に使用しないとともに、複製又は第三者に開示、譲渡、貸与してはならない。

なお、複製する必要がある場合は、あらかじめ当局の許可を受けるものと

する。

エ 契約業者は、契約履行に際し知り得た事項や情報を、複写又は第三者に漏えいしてはならない。

オ 契約業者は、契約後、速やかに、別紙4「機密保持に関する誓約書」を当局に提出するものとし、機密保持に関して、業務従事者に対する全ての責務を負うものとする。

カ 契約業者は、本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又は、そのおそれがある場合には、速やかに当局に報告し、必要な措置を講ずること。

キ その他、保全に関し、契約業者は当局の指示に従うものとする。

(6) 監督・検査

ア 契約業者は、契約履行に関して当局の監督・検査を受けるものとする。

イ 契約業者は、当局の監督・検査に必要な資料の提供又は確認行為に応じるものとする。

ウ 契約業者は、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を当局が認める場合には、契約業者の責任者は、当局の求めに応じ、協議を行い、合意した対応を採るものとする。

7 その他

(1) 業務システムの新規整備及びバージョンアップ時には、円滑な導入を図るため、システムの開発業者に協力すること。

(2) 本調達に係る業務は、その全部又は一部を他の事業者にも再委託により行わせてはならない。

ただし、あらかじめ当局の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

本調達に係る業務の一部を他の事業者にも再委託により行わせる場合には、委託先は、当局が委託業者に求めるものと同水準の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせること。

この場合、業務従事者の指導・監督のもとに単独で業務の遂行ができる下請負業者所属の業務従事者を選定し、事前に当局の承諾を得るものとする。

(3) 対象業務の再委託に関し、当局に承諾を求める場合は、再委託の内容、再委託先及び再委託先に対する管理方法等を、書面により当局あて提出すること。

(4) 対象業務を再委託した場合、再委託先が行った業務については、契約業者の責めを免れないものとする。

(5) 関連規格

ア 『Microsoft』, 『Microsoft Windows』, 『Microsoft Windows Server』, 『Microsoft Exchange』, 『Microsoft SQL Server』, 『Microsoft Outlook』, 『Windows Server Update service』 は, Microsoft Corporation の登録商標である。

イ 『』, 『』, 『』
及び『』 は, 株式会社の登録商標である。

ウ 『』 は, 株式会社の登録商標である。

エ 『』 及び『』 は 
社の製品である。

オ 『』 は,  の登録商標である。

別紙 1（対象業務内容）

ア 業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
業務開始時 （毎日）	機器等の稼働確認 ・ 無停電電源装置のバッテリー充電状況確認 ・ データベースサーバ，周辺装置及びデータベースシステムの稼働状況確認 ・ データベースシステム及び業務アプリケーションの B C 間の通信状況確認 ・ B C 業務用機器の起動及び作動確認
業務運用中 （毎日）	システムログファイルの管理 ・ ログファイル内容の解析 ・ ログファイル容量の監視 コンソールメッセージの監視 ・ メッセージに応じた対処実施 システム資源・性能管理 ・ ディスク容量，ディスク I/O，メモリ使用率，CPU 使用率の監視 ・ システム改善策検討及び提案 データベース資源・性能管理 ・ 表領域容量，データ件数，ディスク I/O，メモリ使用率，CPU 使用率の監視 ・ データベース改善策検討及び提案 障害管理 ・ 障害内容切り分け ・ 障害対策及び履歴管理 ・ 障害回復措置 ユーザ情報管理 ・ システムアカウント及びパスワード管理 ・ データベースアカウント及びパスワード管理 ・ データベースアクセス権の調整 データベースバックアップの確認 ・ 差分バックアップ
業務終了時 （毎日）	移送者データ取り込み状況確認 ・ 移送者取り込み状況確認及び報告 終了処理 ・ B C 業務用機器の停止及び停止確認

処理区分	業務内容
随 時	システム終了処理 ・各施設送受信状態確認 ・データベースシャットダウン処理 ・システムフルバックアップ処理 ・システムシャットダウン ・データベースサーバ機及び周辺装置の電源切断 ・無停電電源装置の電源切断 システム起動処理 ・無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認 ・ネットワーク機器の作動確認 ・データベースサーバ機及び周辺装置の作動確認 ・データベースシステム及び業務アプリケーション作動確認 ・B C間通信確認 データベース運用支援 ・蓄積データに関する照会対応 ・マスタデータの変更

イ グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
業務開始時 (毎日)	機器の稼働確認 ・ 無停電電源装置のバッテリー充電状況確認 ・ ドメインコントローラサーバ機の稼働状況確認 グループウェアシステム及びドメインコントローラの稼働確認 ・ Exchange Server ()又はExchange Server () ・ Windows Server ()又はWindows Server ()(ActiveDirectory)
運用中 (毎日)	電子掲示板バックアップ ・ 電子掲示板バックアップ処理 ・ 電子掲示板複製確認
運用中 (毎日)	障害管理 ・ 障害内容切り分け ・ 障害対策及び履歴管理 ・ 障害回復措置 セキュリティ対策 ・ システムアカウント及びパスワード管理 ・ データベースアカウント及びパスワード管理
週 1 回	メールの管理 ・ 一定期間を経過したメールの管理 ・ ディスク使用状況のレポート印刷
随時	使用状況の管理 ・ 前日使用状況（ログ）の採取及び解析 システム終了処理 ・ 各施設送受信状態確認 ・ システムシャットダウン ・ 電源切断及び停止確認 ・ 無停電電源装置の電源切断 システム起動処理 ・ 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認 ・ 電源投入及び作動確認 ・ システムへのログオン ユーザ情報管理（定期及び不定期の人事異動時） ・ 個人ユーザアカウントの作成，変更及び削除 ・ 個人ユーザのメールボックスの管理 ・ アド君の保守及び管理 ドメイン管理（矯正施設等の統廃合を含む。） ・ ドメインコントローラ（ActiveDirectory）の保守・管理 サーバアプリケーション再インストール作業

ウ 参照サーバの運用及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
業務開始時 (毎日)	機器の稼働確認 ・ 無停電電源装置のバッテリー充電状況確認 ・ 参照サーバ機の稼働確認 ・ 参照サーバシステムの稼働確認
運用中 (毎日)	データ管理 ・ 受信状態の確認 ・ 受信データの解析 ・ 受信データの集計，加工 ・ データベースサーバデータとの整合性の確保 障害管理 ・ 障害内容切り分け ・ 障害対策及び履歴管理 ・ 障害回復措置 セキュリティ対策 ・ データベースアクセス権の調整 データバックアップの確認 運用支援 ・ 情報の提供，利用，蓄積等に関する照会対応
随時	システム終了処理 ・ システムシャットダウン ・ 電源切断及び停止確認 ・ 無停電電源装置の電源切断 システム起動処理 ・ 無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認 ・ 電源投入及び作動確認 ・ システムへのログオン

エ 本システムの監視及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
運用中 (毎日)	監視 ・ 障害が発生した施設からの情報収集，調査及び分析 ・ 障害回復措置 ・ ネットワーク回線のデータ測定，記録及び分析
週 1 回	監視ログ処理 ・ ログのバックアップ処理 ・ ログの集計，分析及び改善策検討
要求時	設定 ・ 通信接続機器の設定等の管理 ・ 業務対象施設の追加・変更時の設定等の管理

オ セキュリティ管理に係る業務

処理区分	業務内容
運用中 (毎日)	コンピュータウイルス対策ソフトの管理 ・ ログファイル内容の解析 ・ ログファイル容量の監視 情報漏えい防止ソフトの管理 ・ 情報漏えい防止ソフトウェアの運用に係る業務 ・ 証跡収集システムの運用及び保守・管理業務 暗号化ソフトの管理 ・ 暗号化ソフトの運用に係る業務 ファイアウォールの管理 ・ 機器の稼働確認 ・ ログ情報収集の監視 障害管理 ・ 障害内容切り分け ・ 障害対策及び履歴管理 ・ 障害回復措置
随時	コンピュータウイルス対応 ・ コンピュータウイルス発見時の駆除並びに当局及び感染施設への連絡 ・ 新たなパターンファイル，ウイルス検索エンジン及びプログラム修正ファイルを知り得た後，速やかな入手とリモートアップデートの実施 暗号化ソフトウェア対応 ・ ワンタイムパスワードの発行

カ ユーザ情報の管理業務

処理区分	業務内容
運用中 (毎日)	ユーザ情報の管理 ・ユーザアカウント及びグループの管理 ・ユーザのセキュリティポリシーの管理 障害管理 ・障害内容切り分け ・障害対策及び履歴管理 ・障害回復措置
要求時	人事異動等への対応 ・ユーザアカウントの作成・修正・削除 ・グループの作成・修正・削除 ・その他のユーザアカウントに付随する情報への対応

キ 本システムに係る技術支援及び管理業務

処理区分	業務内容
要求時	施設からの照会対応 ・矯正施設等からの、本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせに対する回答，技術指導及び問い合わせ対応データベースへの登録 ・データベース保存データの整合性チェック及びデータ修復

ク 本システムの改善提案業務

処理区分	業務内容
随時	システム上の問題発見時の対応 ・問題の報告 ・改善案の検討
要求時	システム改善提案 ・法務省からの本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する改善要求に対する分析及び改善策検討 ・改善に関する提案書の作成

ケ 本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務

処理区分	業務内容
随時	セキュリティ対策上の問題発見時の対応 ・問題の報告 ・改善案の検討
要求時	情報システムセキュリティ向上に関する改善提案 ・情報システムセキュリティに関する改善要求に対する分析及び改善策検討 ・改善に関する提案書の作成 ・業務対象施設に対する情報システムセキュリティに関する助言

コ ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析

処理区分	業務内容
要求時	ライセンス管理システム ・ライセンス管理システムの正常稼働確認 ・ライセンス管理システム運用に係るデータの取得，集計及び運用に係る支援業務

サ その他の業務

処理区分	業務内容
随 時	媒体管理 ・内部記憶媒体及び外部記憶媒体の管理 ・消耗品の管理に必要な情報の提供 ・消耗品の使用量等の管理 ・OS 及び業務アプリケーション等ソフトウェアの管理 S E 業務手順改善 ・情報採取及び分析業務の効率化手順書等作成

別紙 2（業務報告書）

業 務 報 告 書

業 者 名 _____ 業務年月日 _____ 年 月 日	
業務担当者名	業 務 内 容
備 考	

別紙 3（業務従事者名簿）

業務従事者名簿

会社名

一連 番号	所属等	氏 名 生年月日（年齢）	学歴 及び 経歴	職 務 経 験 及 び 年 数	現 住 所

別紙4（機密保持に関する誓約書）

機密保持に関する誓約書

矯正局長 殿

会社名 _____ ⑩

責任者 _____ ⑩

矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務を行うに当たり、下記の事項について機密保持することを誓約いたします。

記

1 機密情報

本契約における機密情報とは、本業務の遂行に当たり、矯正局（以下「貴局」という。）から開示される貴局及び矯正施設等の業務上又は技術上の情報のうち、次に示すものに該当する情報、並びに貴局との本業務の委託関係及び本契約内容をいう。

- （１）貴局あるいは矯正施設等が機密である旨を表明・表示した業務資料、技術資料、その他の業務関連資料等で書類、図面、電子情報等の媒体により開示される情報。
- （２）貴局あるいは矯正施設等により口頭で開示された情報で、貴局又は矯正施設等から口頭にて機密である旨通告があったもの。（口頭の告知後、貴局又は矯正施設等から書面等にて特段機密である旨の通知がなされない場合であっても、かかる情報は機密情報から除外されないものとする。）
- （３）その他、本業務以外では、一般に知り得ない貴局及び矯正施設等の情報。

2 機密情報の除外

次に示すものに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものと

する。

- (1) 貴局又は矯正施設等から開示する際に、既に公知であった情報又は既に当社が正当に保有していた情報。
- (2) 貴局又は矯正施設等から開示後、当社の責によらず公知となった情報。
- (3) 当社が、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 当社が、機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- (5) 貴局と当社との別途契約により、本契約の範囲外と指定された情報。

3 機密保持

- (1) 本契約の有効期間中、貴局の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報に関し、以下の行為を行わないものとする。
 - ア 第三者（記4に該当する者を除く。）への開示又は漏えい。
 - イ 改変、複写又は複製。
 - ウ 本業務以外のための流用。
- (2) (1)の機密保持義務を守るために、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するとともに、機密情報の漏えい、紛失、改変、複写、複製又は流用等と防止するために機密情報の管理責任者を定める。また、前記1(1)に該当する媒体により、開示された機密情報については、施錠のできる保管庫等に保管し、管理する。
- (3) 法令又は政府機関若しくは裁判所の命令等により機密情報の開示を義務付けられた場合には、直ちに貴局に対して、その旨を通知することとし、当該要求の対象の範囲に限って機密情報を開示する。

4 開示者の限定

- (1) 本業務に従事する当社の役職員（前記3(2)の管理責任者を含む。）及び事前に貴局の文書による承諾を得た当社の協力会社（協力会社の外注先も含むものとし、以下同様とする。）の役職員で本業務に従事する者に対してのみ、合理的な範囲内で機密情報の開示を行う。
- (2) 当該協力会社に対して、当社が負う義務と同一の機密保持義務を負わせる。

5 管理体制の報告

- (1) 貴局の機密情報を開示した当社並びに協力会社の役職員（以下「開示者」という。）の氏名について、貴局の要求があった場合には、貴局に対して報告を行う。この場合、当該報告として、当社の作業員リスト等で代替できるものと

するが、機密情報のうち、特に貴局が機密情報（以下「特定機密情報」という。）
に関しては、当該情報を入手した開示者を個別に報告するものとする。

（２）機密情報の管理状況については、貴局は随時監視員を派遣して監査を行うこ
とができるものとする。

6 機密情報の返還

本業務が終了した場合、本業務が中止された場合又は貴局あるいは矯正施設等
から要求があった場合には、機密情報、その改変物並びに複製物のすべてを直ち
に貴局又は矯正施設等に対して返還し、または、確実に焼却するものとする。

7 救済措置

機密情報について、前記３に違反する事態が生じた場合、又は、生じるおそれ
が発生した場合には、貴局に直ちにその旨を報告するものとし、それが、当社の
役職員、協力会社又は協力会社の役職員が義務を履行しなかった結果生じた場合
には、その拡散を防止するために適切な処置を講ずるものとする。また、貴局か
ら要請があった場合には、貴局が要請する必要な防止処置の実施について、貴局
に協力する。

提出年月日 平成 年 月 日

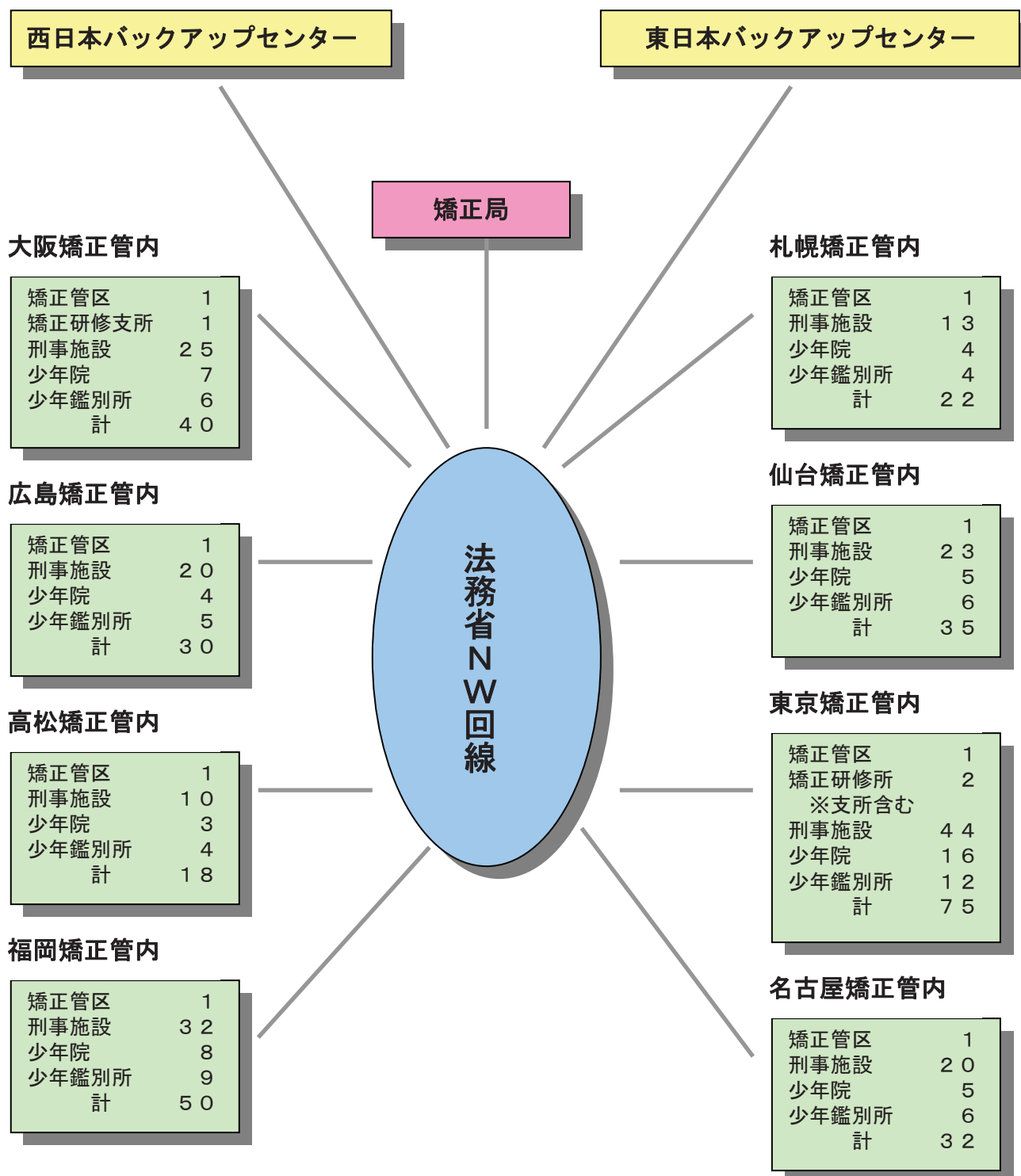
担当者所属

担当者氏名

㊞

連 絡 先

コーネット全体構成図



※NWに接続されている矯正施設等は約300箇所であり、各施設ではそれぞれLANが構築されている。

コーネット施設一覧

(平成24年4月1日現在)

番号	庁 名	住 所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
1	矯正局	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111	100 (2回線)
2	矯正研修所	府中市晴見町2-8	042-362-6041	5
3	札幌矯正管区	札幌市東区東苗穂1-2-5-5	011-783-3911	5
4	札幌刑務所	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011	5
5	札幌刑務支所	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	011-784-5241	0.128
6	札幌拘置支所	札幌市東区東苗穂2条1-1-1	011-781-2211	0.128
7	小樽拘置支所	小樽市緑1-9-21	0134-22-2953	0.128
8	室蘭拘置支所	室蘭市日の出町1-18-22	0143-44-6740	0.128
9	旭川刑務所	旭川市東鷹栖3-20-620	0166-57-2511	5
10	名寄拘置支所	名寄市西4条南9	01654-2-3278	0.128
11	帯広刑務所	帯広市別府町南13-33	0155-48-7111	5
12	釧路刑務支所	釧路市宮本2-2-5	0154-41-0221	0.128
13	網走刑務所	網走市三眺	0152-43-3167	5
14	月形刑務所	北海道樺戸郡月形町1011	0126-53-3060	5
15	岩見沢拘置支所	岩見沢市三条東4	0126-22-0427	0.128
16	函館少年刑務所	函館市金堀町6-11	0138-51-0185	5
17	帯広少年院	帯広市緑ヶ丘3-2	0155-24-5787	5
18	北海少年院	千歳市大和4-746-10	0123-23-3147	5
19	紫明女子学院	千歳市大和4-662-2	0123-22-5141	5
20	月形学園	北海道樺戸郡月形町知来乙264-1	0126-53-2736	5
21	札幌少年鑑別所	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	011-784-7441	5
22	函館少年鑑別所	函館市金堀町6-15	0138-51-5652	5
23	旭川少年鑑別所	旭川市豊岡1条1丁目3の24	0166-31-5468	5
24	釧路少年鑑別所	釧路市弥生1-5-22	0154-41-5808	5
25	仙台矯正管区	仙台市若林区古城3-23-1	022-286-0111	5
26	青森刑務所	青森市荒川字藤戸88	017-739-2101	5
27	弘前拘置支所	弘前市下白銀町7	0172-32-2819	0.128
28	八戸拘置支所	八戸市吹上6-2-37	0178-22-1952	0.128
29	宮城刑務所	仙台市若林区古城2-3-1	022-286-3111	5
30	仙台拘置支所	仙台市若林区古城2-2-1	022-286-3111	0.128
31	石巻拘置支所	石巻市双葉町3-48	0225-22-2555	0.128
32	古川拘置支所	大崎市古川千手寺町2-2-2	0229-22-0472	0.128
33	秋田刑務所	秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581	5
34	横手拘置支所	横手市二葉町6-25	0182-32-2385	0.128
35	大館拘置支所	大館市扇田道下39-3	0186-42-0431	0.128
36	大曲拘置支所	大仙市大曲日の出町1-20-9	0187-63-2064	0.128
37	山形刑務所	山形市あけぼの2-1-1	023-686-2111	5
38	米沢拘置支所	米沢市中央6-1-40	0238-23-0071	0.128
39	鶴岡拘置支所	鶴岡市泉町5-43	0235-22-0049	0.128
40	酒田拘置支所	酒田市北新町2-3-32	0234-22-0229	0.128
41	福島刑務所	福島市南沢又上原1	024-557-2222	5
42	福島刑務支所	福島市南沢又字水門下66	024-557-3111	0.128
43	会津若松拘置支所	会津若松市追手町6-28	0242-27-0301	0.128
44	郡山拘置支所	郡山市麓山1-2-3	024-922-1349	0.128
45	いわき拘置支所	いわき市平字八幡小路41	0246-25-4546	0.128
46	白河拘置支所	白河市郭内179	0248-23-2396	0.128
47	盛岡少年刑務所	盛岡市上田字松屋敷11-11	019-662-9221	5
48	一関拘置支所	一関市城内3-1	0191-23-2049	0.128
49	青森少年院	青森県東津軽郡平内町沼館沼館尻	017-755-2341	5
50	盛岡少年院	盛岡市月が丘2-15-1	019-647-2107	5
51	東北少年院	仙台市若林区古城3-21-1	022-285-4270	5
52	青葉女子学園	仙台市若林区古城3-24-1	022-286-1551	5
53	置賜学院	米沢市下新田445	0238-37-4040	5

番号	庁 名	住 所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
54	青森少年鑑別所	青森市金沢1-5-38	017-776-5118	5
55	盛岡少年鑑別所	盛岡市月が丘2-14-1	019-647-2206	5
56	仙台少年鑑別所	仙台市若林区古城3-27-17	022-286-2311	5
57	秋田少年鑑別所	秋田市八橋本町6-3-5	018-862-3771	5
58	山形少年鑑別所	山形市小白川町5-21-25	023-642-3444	5
59	福島少年鑑別所	福島市南沢又字原町越4-14	024-557-6561	5
60	東京矯正管区	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館13階	048-600-1500	5
61	矯正研修所東京支所	東京都中野区新井3-37-3	03-3228-2165	0.128
62	栃木刑務所	栃木市惣社町2484	0282-27-1885	5
63	黒羽刑務所	大田原市寒井1466番地2	0287-54-1191	5
64	宇都宮拘置支所	宇都宮市小幡1-1-9	028-622-2657	0.128
65	足利拘置支所	足利市助戸3-511-1	0248-41-3919	0.128
66	大田原拘置支所	大田原市美原1-17-37	0287-22-2359	0.128
67	喜連川社会復帰促進センター	さくら市喜連川5547	028-686-3111	5
68	前橋刑務所	前橋市南町1-23-7	027-221-4247	5
69	高崎拘置支所	前橋市南町1-23-7(前橋刑務所内)	027-221-9954	0.128
70	太田拘置支所	太田市飯田町625	0276-49-4397	0.128
71	千葉刑務所	千葉市若葉区貝塚町192	043-231-1191	5
72	木更津拘置支所	木更津市新田2-5-1	0438-22-0261	0.128
73	松戸拘置支所	松戸市岩瀬440	047-362-2409	0.128
74	八日市場拘置支所	匝瑳市八日市場4513	0479-72-0269	0.128
75	市原刑務所	市原市磯ヶ谷11-1	0436-36-2351	5
76	八王子医療刑務所	八王子市子安町3-26-1	042-622-6188	5
77	府中刑務所	府中市晴見町4-10	042-362-3101	5
78	横浜刑務所	横浜市港南区港南4-2-2	045-842-0161	5
79	横須賀刑務支所	横須賀市長瀬3-12-3	046-842-4977	0.128
80	横浜拘置支所	横浜市港南区港南4-2-3	045-842-1117	0.128
81	小田原拘置支所	小田原市扇町1-8-13	0465-34-2009	0.128
82	相模原拘置支所	相模原市中央区富士見6-10-5	042-776-9135	0.128
83	新潟刑務所	新潟市江南区山二7381-4	025-286-8221	5
84	長岡拘置支所	長岡市三和3-9-1	0258-32-1262	0.128
85	上越拘置支所	上越市西城町2-9-20	025-523-2257	0.128
86	佐渡拘置支所	新潟県佐渡市中原341	0259-52-4008	0.128
87	甲府刑務所	甲府市堀之内町500	055-241-8311	5
88	長野刑務所	須坂市馬場町1200	026-245-0900	5
89	長野拘置支所	長野市旭町45	026-232-4326	0.128
90	上田拘置支所	上田市中央西2-3-15	0268-22-0491	0.128
91	静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117	5
92	浜松拘置支所	浜松市中区鴨江3-33-1	053-452-4740	0.128
93	沼津拘置支所	沼津市御幸町22-1	0559-31-0178	0.128
94	水戸刑務所	ひたちなか市市毛847	029-272-2424	5
95	水戸拘置支所	水戸市新原1-9-1	029-251-4014	0.128
96	土浦拘置支所	土浦市国分町5-1	029-821-0084	0.128
97	下妻拘置支所	下妻市下妻甲の6	0296-44-2015	0.128
98	川越少年刑務所（東日本BC）	川越市南大塚1508	0492-42-0222	30
99	さいたま拘置支所	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-9146	0.128
100	熊谷拘置支所	川越市南大塚1508(川越少年刑務所内)	0485-21-1142	0.128
101	松本少年刑務所	松本市桐3-9-4	0263-32-3091	5
102	飯田拘置支所	飯田市大久保町2637	0265-22-0009	0.128
103	上諏訪拘置支所	諏訪市湖岸通り5-17-14	0266-52-0186	0.128
104	東京拘置所	東京都葛飾区小菅1-35-1	03-3690-6681	5
105	立川拘置所	立川市泉町1156番地の11	042-540-4441	5
106	茨城農芸学院	牛久市久野町1722	029-875-1114	5
107	水府学院	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1	029-292-0054	5
108	喜連川少年院	さくら市喜連川3475-1	028-686-3020	5
109	赤城少年院	前橋市上大屋町60	027-283-2020	5

番号	庁 名	住 所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
110	榛名女子学園	群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1	0279-54-3232	5
111	市原学園	市原市磯ヶ谷157-1	0436-36-1581	5
112	八街少年院	八街市滝台1766	043-445-3787	5
113	多摩少年院	八王子市緑町670	042-622-5219	5
114	関東医療少年院	府中市新町1-17-1	042-362-2355	5
115	愛光女子学園	狛江市西野川3-14-26	03-3480-2178	5
116	久里浜少年院	横須賀市長瀬3-12-1	046-841-2585	5
117	小田原少年院	小田原市扇町1-4-6	0465-34-8148	5
118	神奈川医療少年院	相模原市中央区小山4-4-5	042-772-2145	5
119	新潟少年学院	長岡市御山町117-13	0258-35-0118	5
120	有明高原寮	安曇野市穂高有明7299	0263-83-2204	5
121	駿府学園	静岡市葵区内牧118	054-296-1661	5
122	水戸少年鑑別所	水戸市新原1-15-15	029-251-3038	5
123	宇都宮少年鑑別所	宇都宮市鶴田町574-1	028-648-5062	5
124	前橋少年鑑別所	前橋市岩神町4-5-7	027-233-3183	5
125	さいたま少年鑑別所	さいたま市浦和区高砂3-16-36	048-864-5858	5
126	千葉少年鑑別所	千葉市稲毛区天台1-12-9	043-253-7741	5
127	東京少年鑑別所	東京都練馬区氷川台2-11-7	03-3931-1141	5
128	八王子少年鑑別所	八王子市中野町2726-1	042-625-9141	5
129	横浜少年鑑別所	横浜市港南区港南4-2-1	045-841-2525	5
130	新潟少年鑑別所	新潟市中央区川岸町1-53-2	025-266-2442	5
131	甲府少年鑑別所	甲府市大津町2075-1	055-241-1881	5
132	長野少年鑑別所	長野市三輪5-46-14	026-232-6144	5
133	静岡少年鑑別所	静岡市駿河区小鹿2-27-7	054-281-3208	5
134	名古屋矯正管区	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-5961	5
135	富山刑務所	富山市西荒屋285-1	076-429-3741	5
136	高岡拘置支所	高岡市中川本町10-21	0766-22-1620	0.128
137	金沢刑務所	金沢市田上町公1	076-231-4291	5
138	七尾拘置支所	七尾市馬出町ハ部32	0767-52-1474	0.128
139	福井刑務所	福井市一本木町52	0776-36-3220	5
140	岐阜刑務所	岐阜市則松1-34-1	058-239-9821	5
141	岐阜拘置支所	岐阜市鷺山1769	058-294-6771	0.128
142	高山拘置支所	高山市花岡町2-55-10	0577-32-0074	0.128
143	御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1190-1	0574-67-0104	0.128
144	笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058-387-2175	5
145	岡崎医療刑務所	岡崎市上地4-24-16	0564-51-9629	5
146	名古屋刑務所	みよし市ひばりヶ丘1-1	0561-36-2251	5
147	豊橋刑務支所	豊橋市今橋町15	0532-52-2567	0.128
148	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町道城ヶ入34-1	0564-51-0232	0.128
149	三重刑務所	津市修成町16-1	059-228-2161	5
150	四日市拘置支所	四日市市阿倉川町2-5	059-331-2357	0.128
151	伊勢拘置支所	伊勢市岡本1-2-13	0596-27-1733	0.128
152	名古屋拘置支所	名古屋市東区白壁1-1	052-951-8586	5
153	一宮拘置支所	一宮市大和町荻安賀1469	0586-45-2130	0.128
154	半田拘置支所	半田市住吉町5-1	0569-21-1247	0.128
155	湖南学院	金沢市上中町111-1	076-229-1077	5
156	瀬戸少年院	瀬戸市東山町14	0561-82-3195	5
157	愛知少年院	豊田市浄水町原山1	0565-45-0511	5
158	豊ヶ岡学園	豊明市前後町三ツ谷1293	0562-92-3106	5
159	宮川医療少年院	伊勢市小俣町宮前25	0596-22-4844	5
160	富山少年鑑別所	富山市才覚寺162-2	076-429-4884	5
161	金沢少年鑑別所	金沢市小立野5-2-14	076-231-1603	5
162	福井少年鑑別所	福井市大願寺3-4-20	0776-25-5036	5
163	岐阜少年鑑別所	岐阜市鷺山1769-20	058-231-5040	5
164	名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区北千種1-6-6	052-721-8432	5
165	津少年鑑別所	津市南新町12-12	059-228-3556	5

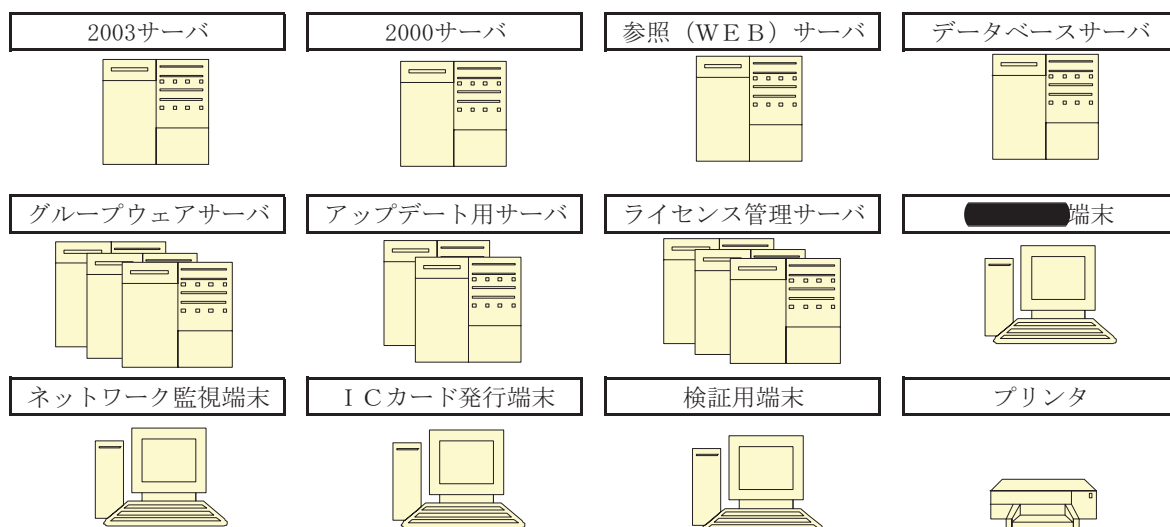
番号	庁 名	住 所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
166	大阪矯正管区	大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館7階	06-6941-5751	5
167	矯正研修所大阪支所	堺市堺区田出井町7-10	072-227-1685	0.128
168	滋賀刑務所	大津市大平1-1-1	077-537-3271	5
169	彦根拘置支所	彦根市金亀町5-41	0749-22-3255	0.128
170	京都刑務所	京都市山科区東野井/上町20	075-581-2171	5
171	舞鶴拘置支所	舞鶴市円満寺八丁126	0773-75-5420	0.128
172	大阪刑務所（西日本BC）	堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261	30
173	堺拘置支所	堺市堺区南瓦町2-60	072-232-3865	0.128
174	岸和田拘置支所	岸和田市上野町東24-1	0724-22-2429	0.128
175	丸の内拘置支所	和歌山市広瀬中/丁2-110	073-422-4040	0.128
176	田辺拘置支所	田辺市新屋敷町5	0739-22-0361	0.128
177	新宮拘置支所	新宮市緑ヶ丘3-2-64	0735-22-2462	0.128
178	大阪医療刑務所	堺市堺区田出井町8-80	072-228-0145	5
179	神戸刑務所	明石市大久保町森田120	078-936-0911	5
180	洲本拘置支所	洲本市山手1-1-23	0799-22-0630	0.128
181	豊岡拘置支所	豊岡市京町12-90	0796-22-2219	0.128
182	加古川刑務所	加古川市加古川町大野1530	079-424-3441	5
183	播磨社会復帰促進センター	加古川市八幡町宗佐544	079-430-5503	5
184	和歌山刑務所	和歌山市加納383	073-471-2231	5
185	姫路少年刑務所	姫路市岩端町438	079-296-1020	5
186	姫路拘置支所	姫路市北条1-250	079-223-0076	0.128
187	奈良少年刑務所	奈良市般若寺町18	0742-22-4961	5
188	葛城拘置支所	大和高田市大中116	0745-22-1051	0.128
189	京都拘置所	京都市伏見区竹田向代町138	075-681-0501	5
190	大阪拘置所	大阪府都島区友測町1-2-5	06-6921-0371	5
191	神戸拘置所	神戸市北区ひよどり北町2-1	078-743-3663	5
192	尼崎拘置支所	尼崎市崇徳院1-5	06-6411-3558	0.128
193	京都医療少年院	宇治市木幡平尾4	0774-31-8101	5
194	浪速少年院	茨木市郡山1-10-17	072-643-5065	5
195	交野女子学院	交野市郡津2-45-1	072-891-1132	5
196	和泉学園	阪南市貝掛1096	072-476-5221	5
197	加古川学園	加古川市八幡町宗佐544	079-438-0353	5
198	播磨学園	加古川市八幡町宗佐544	079-438-0340	0.128
199	奈良少年院	奈良市秋篠町1122	0742-45-4681	5
200	大津少年鑑別所	大津市大平1-1-2	077-537-1011	5
201	京都少年鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町37	075-751-7111	5
202	大阪少年鑑別所	堺市堺区田出井町8-30	072-233-3326	5
203	神戸少年鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町40-7	078-351-0761	5
204	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺町3	0742-22-4829	5
205	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行丁2-1	073-425-5369	5
206	広島矯正管区	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8161	5
207	鳥取刑務所	鳥取市下味野719	0857-53-4191	5
208	松江刑務所	松江府西川津町67	0852-23-2222	5
209	米子拘置支所	米子市上後藤6-15-1	0859-29-2541	0.128
210	島根あさひ社会復帰促進センター	浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171	5
211	浜田拘置支所	浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171	0.128
212	岡山刑務所	岡山市北区牟佐765	086-229-2531	5
213	津山拘置支所	津山市小田中61-1	0868-22-2306	0.128
214	広島刑務所	広島市中区吉島町13-114	082-241-8601	5
215	尾道刑務支所	尾道市防地町23-2	0848-37-2411	0.128
216	呉拘置支所	呉市吉浦上城町6-1	0823-31-7576	0.128
217	福山拘置支所	福山市沖野上町5-14-6	0849-22-1363	0.128
218	三次拘置支所	三次市三次町1691	0824-62-2042	0.128
219	山口刑務所	山口市松美町3-75	083-922-1450	5
220	下関拘置支所	下関市春日町7-29	083-222-1360	0.128
221	宇部拘置支所	宇部市琴芝町2-2-40	0836-32-3456	0.128

番号	庁 名	住 所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
222	萩拘置支所	萩市土原字土原91-2	0838-25-9147	0.128
223	周南拘置支所	周南市岐山通り1-5	0834-21-2774	0.128
224	岩国刑務所	岩国市錦見6-11-29	0827-41-0136	5
225	美祢社会復帰促進センター	美祢市豊田前町麻生下10	0837-57-5131	5
226	広島拘置所	広島市中区上八丁堀2-6	082-228-4851	5
227	美保学園	米子市大篠津町4557	0859-28-7111	5
228	岡山少年院	岡山市南区箕島2497	086-282-1128	5
229	広島少年院	東広島市八本松町原11174-31	082-429-0821	5
230	貴船原少女苑	東広島市八本松町原6088	082-429-3001	5
231	鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町2-417	0857-23-4441	5
232	松江少年鑑別所	松江市内中原町195	0852-21-3154	5
233	岡山少年鑑別所	岡山市南区箕島2512-2	086-281-1171	5
234	広島少年鑑別所	広島市中区吉島西3-15-8	082-244-3388	5
235	山口少年鑑別所	山口市中央4-7-5	083-922-6518	5
236	高松矯正管区	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4455	5
237	徳島刑務所	徳島市入田町大久200-1	088-644-0111	5
238	高松刑務所	高松市松福町2-16-63	087-821-6116	5
239	丸亀拘置支所	丸亀市大手町3-4-30	0877-22-2807	0.128
240	松山刑務所	東温市見奈良1243-2	089-964-3355	5
241	西条刑務支所	西条市玉津字上永易1-2	0897-55-3020	0.128
242	今治拘置支所	今治市宮下町1-1610-1	0898-25-4489	0.128
243	宇和島拘置支所	宇和島市柿原甲170-1	0895-22-0072	0.128
244	大州拘置支所	大洲市大洲845-3	0893-24-4280	0.128
245	高知刑務所	高知市布師田3604-1	088-866-5454	5
246	中村拘置支所	四万十市中村丸の内22	0880-35-2278	0.128
247	丸亀少女の家	丸亀市中津町28	0877-22-9226	5
248	四国少年院	善通寺市善通寺町2020	0877-62-1251	5
249	松山学園	松山市吉野町3803	089-951-1252	5
250	徳島少年鑑別所	徳島市助任本町5-40	088-652-5606	5
251	高松少年鑑別所	高松市藤塚町3-7-28	087-834-1770	5
252	松山少年鑑別所	松山市吉野町3860	089-952-2841	5
253	高知少年鑑別所	高知市塩田町19-13	088-872-9283	5
254	福岡矯正管区	福岡市東区若宮5-3-53	092-661-1137	5
255	北九州医療刑務所	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	093-963-8131	5
256	福岡刑務所	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南 811-2126	092-932-0395	5
257	大牟田拘置支所	大牟田市白金町69	0944-53-0548	0.128
258	久留米拘置支所	久留米市篠山町31	0942-32-2493	0.128
259	飯塚拘置支所	飯塚市新立岩6-7	0948-22-0461	0.128
260	田川拘置支所	田川市千代町5-1	0947-44-2154	0.128
261	巖原拘置支所	対馬市巖原町久田587-2	0920-52-1108	0.128
262	麓刑務所	鳥栖市山浦町2635	0942-82-2121	5
263	佐世保刑務所	佐世保市浦川内町1	0956-38-4211	5
264	長崎刑務所	諫早市小川町1650	0957-22-1330	5
265	長崎拘置支所	長崎市白鳥町8-2	095-845-2178	0.128
266	島原拘置支所	島原市城内1-1204	0957-62-2379	0.128
267	五島拘置支所	五島市栄町1-8	0959-72-8021	0.128
268	熊本刑務所	熊本市渡鹿7-12-1	096-364-3165	5
269	京町拘置支所	熊本市京町1-13-2	096-352-9135	0.128
270	八代拘置支所	八代市西松江城町11-5	0965-32-2545	0.128
271	天草拘置支所	天草市諏訪町16-33	0969-22-2082	0.128
272	大分刑務所	大分市畑中303	097-543-5177	5
273	中津拘置支所	中津市二ノ丁1259 法務合同庁舎	0979-22-0138	0.128
274	宮崎刑務所	宮崎市糸原4623	0985-41-1121	5
275	都城拘置支所	都城市早鈴町3216-1	0986-22-4562	0.128
276	延岡拘置支所	延岡市桜小路338-7	0982-21-2066	0.128
277	鹿児島刑務所	鹿児島県姶良郡湧水町中津川1733	0995-75-2025	5

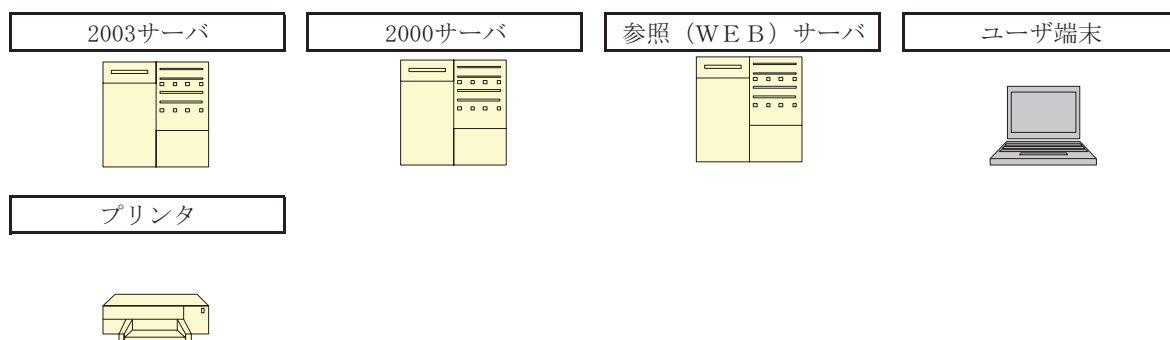
番号	庁 名	住 所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
278	鹿児島拘置支所	鹿児島市永吉1-29-3	099-254-2151	0.128
279	大島拘置支所	奄美市名瀬矢之脇町21-1	0997-52-0198	0.128
280	沖縄刑務所	南城市知念字具志堅330	098-948-1096	5
281	八重山刑務支所	石垣市字真栄里412	0980-82-2019	0.128
282	那覇拘置支所	那覇市樋川1-14-2	098-832-4593	0.128
283	宮古拘置支所	宮古市平良字西里345-6	0980-72-3118	0.128
284	佐賀少年刑務所	佐賀市新生町2-1	0952-24-3291	5
285	福岡拘置所	福岡市早良区百道2-16-10	092-821-0636	5
286	小倉拘置支所	北九州市小倉北区金田1-7-2	093-561-4638	0.128
287	筑紫少女苑	福岡市東区奈多1302-105	092-607-5695	5
288	福岡少年院	福岡市南区老司4-20-1	092-565-3331	5
289	佐世保学園	佐世保市大塔町1279	0956-31-8277	5
290	人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦町木上北223-1	0966-38-3102	5
291	中津少年学院	中津市加来1205	0979-32-2321	5
292	大分少年院	豊後大野市三重町赤嶺2721	0974-22-0610	5
293	沖縄少年院	沖縄市山内1-13-1	098-933-4486	5
294	沖縄女子学園	沖縄市山内1-14-1	098-933-7241	5
295	福岡少年鑑別所	福岡市南区若久6-75-2	092-541-7934	5
296	小倉少年鑑別支所	北九州市小倉南区葉山町1-1-7	093-965-1112	0.128
297	佐賀少年鑑別所	佐賀市新生町1-10	0952-26-2281	5
298	長崎少年鑑別所	長崎市橋口町4-3	095-846-5600	5
299	熊本少年鑑別所	熊本市池田1-9-27	096-325-4131	5
300	大分少年鑑別所	大分市新川町1-5-28	097-534-7576	5
301	宮崎少年鑑別所	宮崎市鶴島2-16-5	0985-27-5566	5
302	鹿児島少年鑑別所	鹿児島市唐湊3-3-5	099-254-3347	5
303	那覇少年鑑別所	那覇市西3-14-20	098-862-4606	5

コーネット詳細構成図

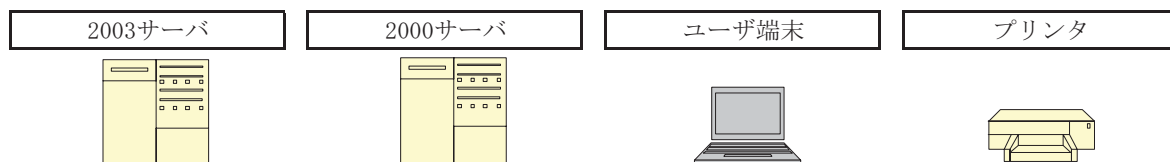
1 バックアップセンター



2 矯正局



3 矯正施設（矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘置所，刑務支所，拘置支所，少年院，少年院分院，少年鑑別所及び少年鑑別支所）



4 矯正施設（矯正研修所東京支所及び矯正研修所大阪支所）



1 バックアップセンターサーバ

区分	メーカー	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
2000サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
参照サーバ（WEBサーバ）		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
データベースサーバ		
機器	NEC	
OS	HP	
アプリケーション		
グループウェアサーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
アップデート用サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		

区分	メーカー	詳細
ライセンス管理サーバ／東日本ＢＣのみ		
機器	NEC	
ＯＳ	Microsoft	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
回線	NTT	専用線（法務省NW）
屋内LAN		1000BASE-SX

2 矯正局サーバ

区分	メーカ	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
2000サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
参照サーバ（WEBサーバ）		
機器	NEC	
OS	Red Hat	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
DAT	NEC	N8151-51A
回線	NTT	法務省NW（広域イーサ）
屋内LAN		1000BASE-SX

3-1 矯正施設サーバ（矯正管区）

区分	メーカー	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
2000サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
AIT	NEC	N8151-65A
回線	NTT	法務省NW（広域イーサ）
屋内LAN	配線工事業者による	

3-2 矯正施設サーバ（刑務所，少年刑務所，拘置所，刑務支所及び拘置支所）

区分	メーカー	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
2000サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
DAT72	NEC	N8151-51A
回線	NTT	法務省NW（広域イーサ）
屋内LAN	配線工事業者による	

※ 回線帯域の少ない施設のみ運用

3-3 矯正施設サーバ（矯正研修所，少年院及び少年院分院）

区分	メーカ	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
2000サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
DAT	NEC	N8551-26
回線	NTT	法務省NW（広域イーサ）
屋内LAN	配線工事業者による	

3-4 矯正施設サーバ（少年鑑別所及び少年鑑別支所）

区分	メーカ	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
2000サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
DAT	NEC	N8551-26
回線	NTT	法務省NW（広域イーサ）
屋内LAN	配線工事業者による	

4 矯正施設サーバ（矯正研修所東京支所及び矯正研修所大阪支所）

区分	メーカー	詳細
2003サーバ		
機器	NEC	
OS	Microsoft	
アプリケーション		
その他機器		
指紋認証ユニット	NEC	
DAT72	NEC	N8151-51A
回線	NTT	法務省NW（広域イーサ）
屋内LAN	配線工事業者による	

別添 4

業務システム一覧

項番	システム名称	システム概要
1	給食管理システム	矯正施設の被収容者 ^(※1) の食料に関する事務処理(献立作成, 食材の在庫管理, 食材発注, 栄養管理等)を行うシステム
2	被収容者データ管理システム	矯正施設の被収容者の個人情報を取り扱う基幹システム
3	領置金・作業報奨(職業補導賞与)金管理システム	領置 ^(※2) 金・作業報奨(職業補導賞与)金の事務処理(受入れ・払出し, 入出所処理, 残高照会, 各種帳票作成等)を行うシステム
4	集団心理検査管理システム	心理検査に関する事務処理(得点の集計・分析, 得点分布・解釈結果の出力等)を行うシステム
5	購入物品管理システム	被収容者が購入を希望する物品に関する事務処理(集計, 発注, 各種帳票作成等)を行うシステム
6	領置物品管理システム	領置物品に関する事務処理(領置, 仮出し, 消耗, 宅下げ ^(※3) , 廃棄 ^(※4) , 仮留品 ^(※5) , 交付 ^(※6) 等)を行うシステム

※1 矯正施設に収容されている者

※2 被収容者の所持金品を国が保管する行為

※3 被収容者の願出により, 家族等の外部の者に領置した物品を送付等することによって, 引き取らせること。

※4 被収容者の願出により, 矯正施設内で不必要になった物品を廃棄すること。

※5 以下の場合において, 領置するか否かについて未定とすること。

- ・保存する価値がない場合
- ・保存することが不適当な場合
- ・郵送してきた物品で差出人が不明な場合
- ・受取人である被収容者が受取りを拒否した場合

※6 領置中の物品を矯正施設内で使用させるため, 被収容者に所持させること。